

新 潟 県
運 輸 概 況

令和 7 年度版



北陸信越運輸局
新潟運輸支局

目 次

第1章 支局の概況

1. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 管内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 庁舎及び自動車検査場案内図
 - (1) 新潟運輸支局・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 長岡自動車検査登録事務所・・・・・・・・ 4
 - (3) 出張車検場・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 組織と事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 業務概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1. 企画調整関係
 - (1) 地域公共交通の活性化・再生の推進
 - (2) 観光の取り組み
 - ①観光の概況
 - ②新潟県内における訪日外国人旅行（インバウンド）の促進にかかる取り組み
 - (3) ジェンダー主流化の取り組み
 - (4) バリアフリー施策の取り組み
 - (5) 倉庫業の概況
 - (6) 安全・安心の取り組み
 - ①全国交通安全運動
 - ②年末年始の輸送等に関する安全総点検
 - (7) 物流効率化の取り組みの推進
 - ①物流施策の推進
 - ②物流DX、物流標準化
 - (8) 環境保全の取り組みの推進
 - ①環境保全の取り組み
 - ②環境意識の啓発

2. 輸送関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(1) 輸送関係業務

①乗合事業の取り組み

(i) 乗合事業の概況

(ii) 乗合事業に関する施策

②貸切バス事業の取り組み

(i) 貸切バス事業の概況

(ii) 貸切バス事業に関する施策

③タクシー事業の取り組み

(i) タクシー事業の概況

(ii) タクシー事業に関する施策

④貨物自動車運送事業の取り組み

(i) 貨物自動車運送事業の概況

(ii) 貨物自動車運送事業に関する施策

(2) 自動車運送事業者の監査業務

(3) 自家用自動車による有償運送の許可・登録

①自家用有償旅客運送

②自家用有償貨物運送

(i) 自家用有償運送（車積載車による事故車及び故障車の排除業務）

(ii) 自家用有償運送（ラストマイル輸送等への輸送対策）

(4) 自家用自動車有償貸渡事業（レンタカー事業）の許可

3. 登録関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(1) 自動車の登録

(2) 自動車保有手続きのワンストップサービス

(3) 図柄入りナンバープレートの実施

4. 検査整備保安関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(1) 検査業務の取り組み

①検査業務の概況

②検査業務に関する施策

- (i) 街頭検査の実施
 - (ii) 職権打刻
 - (iii) 保安基準緩和
- (2) 自動車整備事業の取り組み
- ①自動車整備事業の概況
 - (i) 認証工場(自動車特定整備事業)
 - (ii) 認定工場(優良自動車整備事業)
 - (iii) 指定工場(指定自動車整備事業)
 - ②点検整備等の推進に関する施策
 - (i) 自動車点検整備推進運動等
 - (ii) 自動車整備士の技能検定
- (3) 保安業務の取り組み
- ①重大事故の発生状況
 - ②安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策
 - ③事故防止に関する施策
 - ④運行管理者及び整備管理者

第3章 資料編

1. 観光客の推移	25
2. 登録ホテル・旅館の推移	25
3. 旅行業者数の推移	25
4. 倉庫保管面（容）積の推移	26
5. 倉庫業の受寄物年間実績	26
6. 普通倉庫（1～3類）の品目別年間実績	27
7. 冷蔵倉庫の品目別年間実績	28
8. 自動車関係事業者の推移	29
9. 一般乗合旅客自動車輸送実績	30
10. 一般貸切旅客自動車輸送実績	31
11. 一般乗用旅客自動車輸送実績	32
12. 貨物自動車運送事業関係規模別事業者数	33
13. 土砂等運搬大型自動車関係業者数及び車両数	34
14. 土砂等運搬大型自動車関係規模別業者数	34
15. 新潟県における自動車数の推移	35
16. 新潟県市町村別自動車保有車両数	36
17. 新潟県市町村別認証工場・指定工場数と推移	39
18. 自動車整備士養成施設概況	40
19. 事業用自動車重大事故の発生状況	41
20. 業態・年別事業用自動車重大事故発生状況	42
21. 登録自動車及び小型二輪自動車の検査業務量の推移	43
22. 街頭検査実施状況	44

第1章 支局の概況

1. 沿革

自動車事務所の設置(昭和22年3月25日)

各都道府県に鉄道局の地方機関として自動車事務所が設置され、民営自動車及び車両整備工場に対する石油製品並びに指定生産資材の割当官署として発足しました。

道路運送管理事務所の設置(昭和23年1月1日)

道路運送に関する公共の福祉を確保するために自動車事務所を廃止して、運輸省直轄の地方機関として道路運送管理事務所が各都道府県に設置されました。自動車運送事業、自家用自動車の使用に関する行政事務と自動車の登録及び検査を所掌しました。

陸運局(分室)の設置(昭和24年6月1日)

道路運送管理事務所は廃止され、それぞれ陸運局として発足し、陸運局下部組織として新潟陸運局分室が設置されました。

県陸運事務所の設置(昭和24年11月1日)

地方自治の強化のため陸運局分室を廃止し、陸運事務所を設置し、道路運送法、道路運送車両法、指定生産資材割当規則、石油製品配給規則並びに指定物資輸送証明規則に基づく運輸大臣権限の一部を所掌することとなりました。

県陸運事務所長岡支所の新設(昭和53年1月25日)

長岡支所が新設されました。

陸運支局と自動車検査登録事務所の設置(昭和60年4月1日)

新潟県陸運事務所、同長岡支所は新潟運輸局新潟陸運支局及び同長岡自動車検査登録事務所となりました。

国土交通省の設置(平成13年1月6日)

従来の運輸省、建設省、国土庁及び北海道開発庁が統合され国土交通省として発足しました。

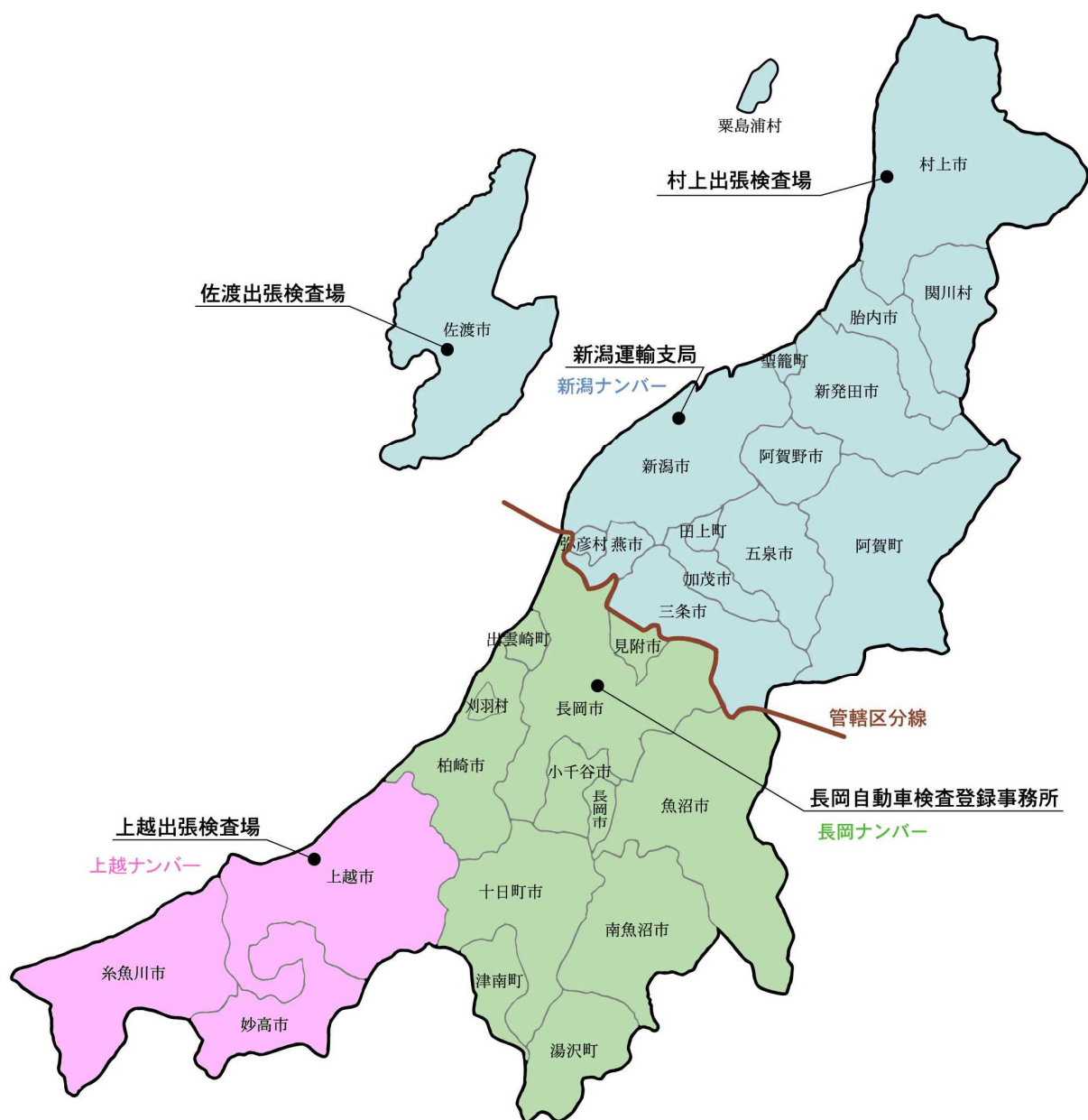
北陸信越運輸局に名称変更及び管轄区域を変更(平成14年7月1日)

国土交通省組織令の一部を改正する政令(平成14年6月7日政令第200号)の施行により、新潟運輸局を北陸信越運輸局に名称を変更するとともに、山形県と秋田県を東北運輸局に、富山県と石川県を中部運輸局から北陸信越運輸局に移管し、北陸信越運輸局の管轄は新潟県、長野県、富山県、石川県の4県となりました。

新潟運輸支局の設置と検査部門の独立行政法人化(平成14年7月1日)

国土交通省組織令の一部を改正する政令(平成14年6月7日政令第200号)の施行により、新潟陸運支局を新潟運輸支局に名称を変更しました。また、同時に自動車検査独立行政法人法(平成11年12月22日法律第218号)の施行により、検査部門が国の機関から分離され、自動車検査独立行政法人北陸信越検査部(現・独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部)として発足しました。

2. 管内図



3. 庁舎及び自動車検査場案内図

(1)新潟運輸支局

〒950-0961 新潟県新潟市中央区東出来島14番26号

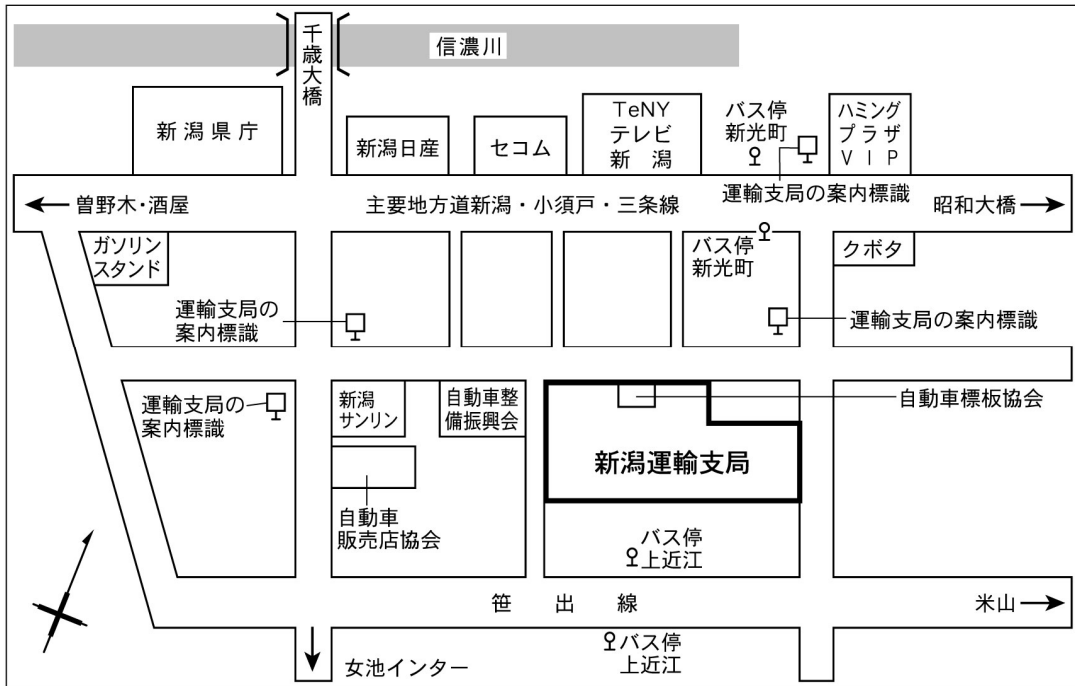


図 2

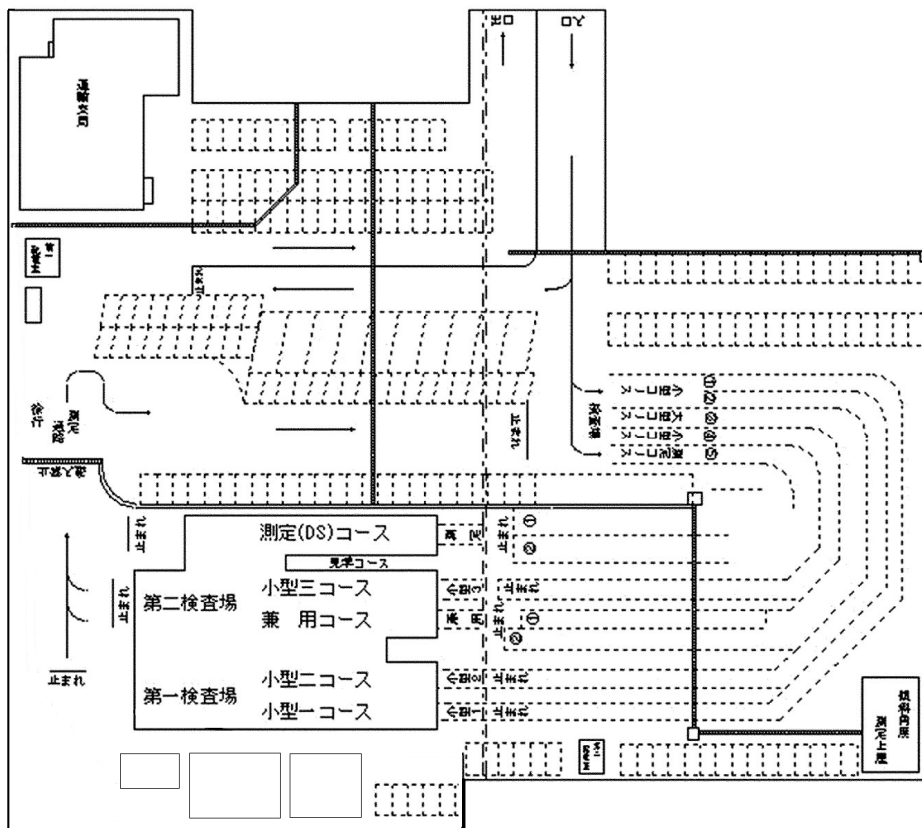


図 3

(2)長岡自動車検査登録事務所

〒940-1104 新潟県長岡市摂田屋町字外川2643番地1

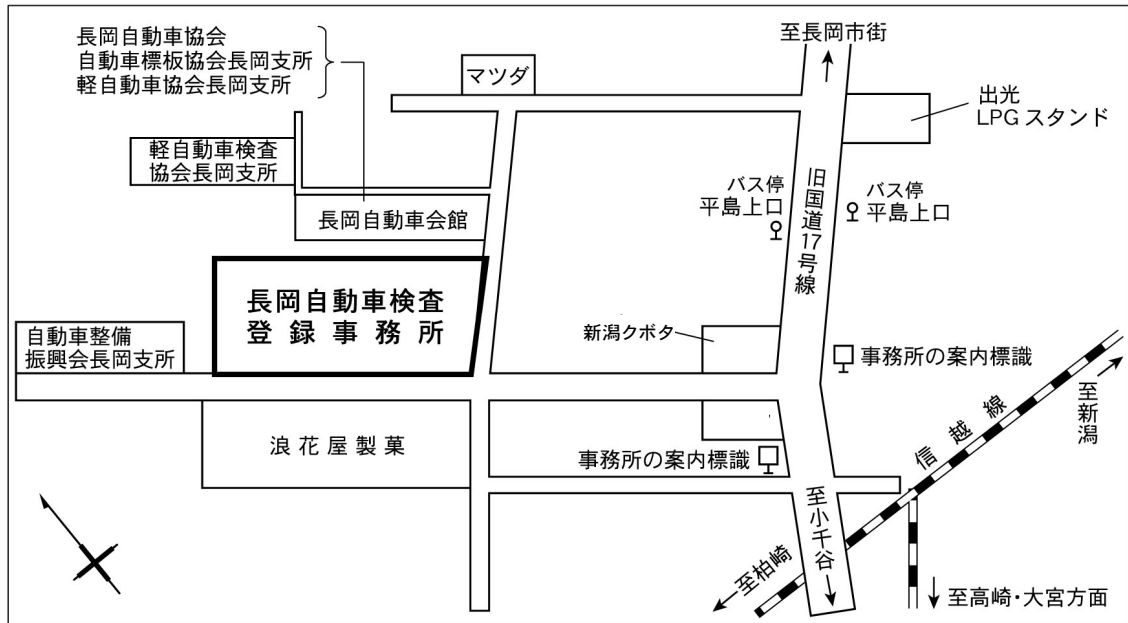


図 4

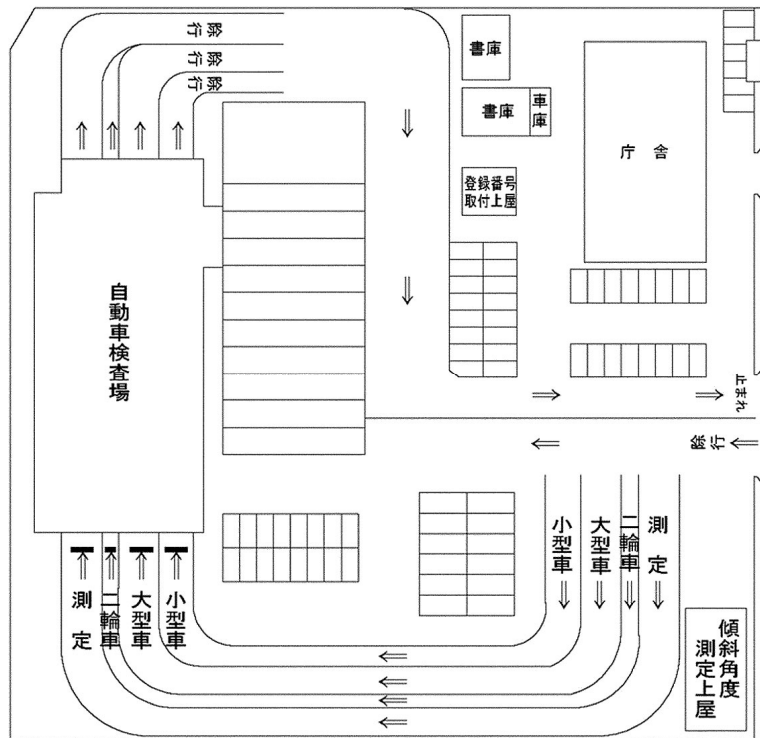


図 5

(3)出張車検場

村上自動車検査場 村上市緑町4丁目2番81号

TEL 0254-52-3773

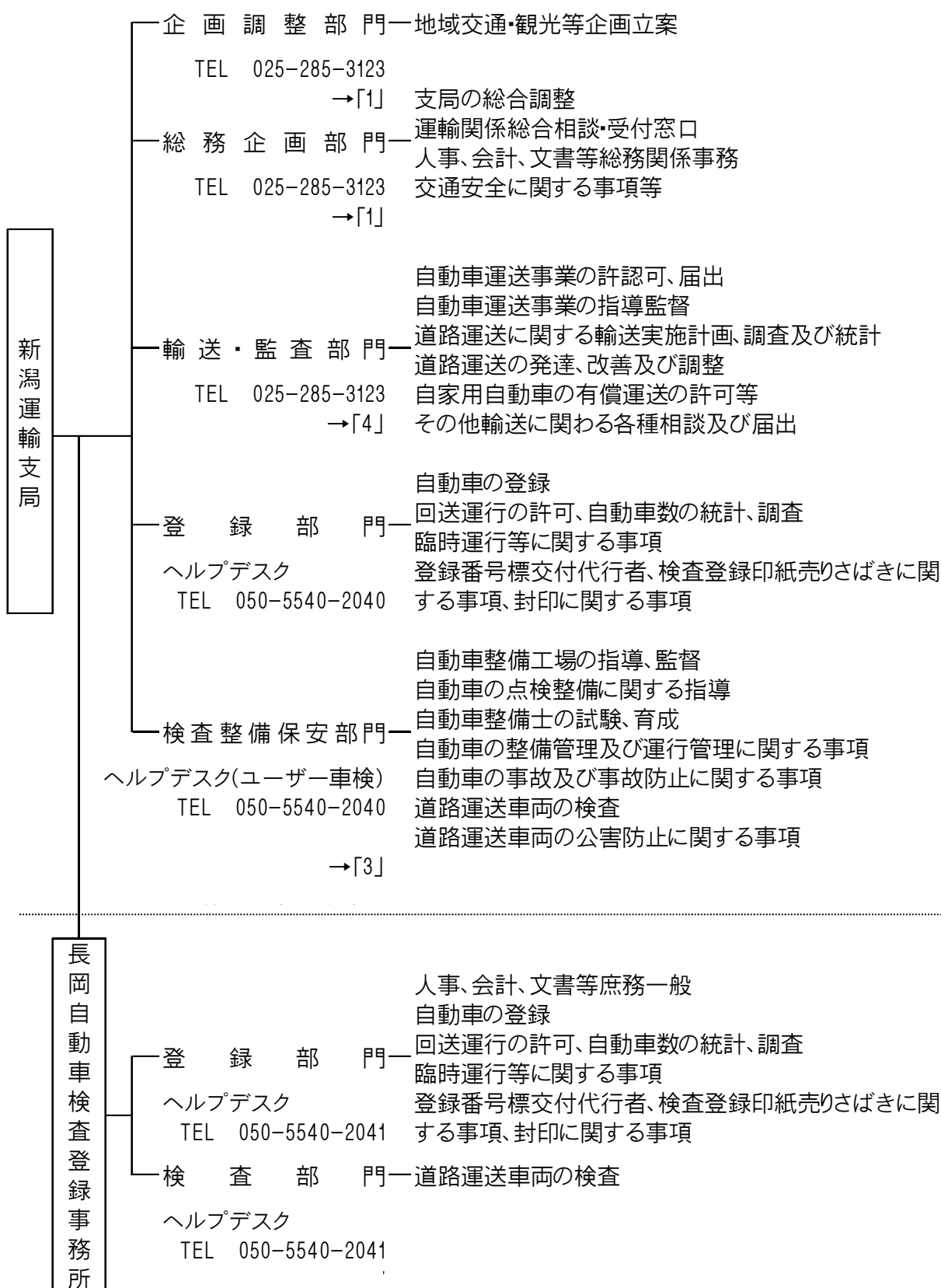
佐渡自動車検査場 佐渡市八幡2075-1

TEL 0259-52-3061

上越自動車検査場 上越市三ツ屋町45番4

TEL 0255-43-3224

4. 組織と事務分掌



第2章 業務概況

1. 企画調整関係

(1) 地域公共交通の活性化・再生の推進

鉄道やバス・タクシー、旅客船をはじめとする地域公共交通は、高齢者の通院や買い物、学生の通学、観光客の移動手段等として、地域生活や社会活動において欠かすことのできない存在であり、極めて公共性の高い役割を担っております。

一方で、地域公共交通を取り巻く環境は人口減少や高齢化、運転者・担い手の不足等を背景としてより一層厳しさを増しており、地域鉄道やバス路線の減便・廃止が進み、全国各地で「交通空白」が生じております。

このため、国土交通省では令和6年7月に国土交通大臣を本部長として国土交通省「交通空白」解消本部を設置し、令和7年度から9年度の3か年を「交通空白解消・集中対策期間」とし、同期間において、その解消に目途をつける取組を進めることとしております。

これらの動きを踏まえ、新潟運輸支局においても、北陸信越運輸局と連携し、県内の各自治体の首長等を訪問し、地域の課題把握や意見交換を行っております。それぞれの地域の実情に応じた形で各自治体に対し各種制度に関する周知や助言を行うなど伴走支援することで、「交通空白」の解消に向け取り組んでおります。



公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

(2) 観光の取り組み

① 観光の概況

新潟県は、山岳や高原、海岸によって形成される自然景観、各所に湧出する豊かな温泉資源、雪国情緒あふれる町並みやスキー場、旧家・名跡を満喫できるスポットなどを多く取りそろえたエリアです。

春は色鮮やかな花畑や絢爛な桜、夏は花火や海水浴、秋は美しい紅葉、冬はスノーアクティビティなどの体験も充実しており、四季を通じて魅力満載の地です。また、綺麗な水で作られたお米やお酒、新鮮で美味しい海の幸が多いことに加え、地域に根付いた食文化(郷土料理)も魅力的です。



② 新潟県内における訪日外国人旅行(インバウンド)の促進にかかる取り組み

我が国における観光施策は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の国際観光需要を取り込むことによって、日本の力強い経済を取り戻すとともに、国内外からの交流人口の拡大や旅行消費によって地域の活力を維持し、社会を発展させることを目的としております。

そこで、訪日外国人に対し、新潟県の観光資源の魅力を高め、その価値を伝えていくためには、中長期的な視点に立った観光地域づくりを行っていく必要があります。北陸信越運輸局では関係省庁出先機関、県、観光関係者、交通関係者等との連携・調整を行い、地域における観光施策の推進を図っております。新潟運輸支局としても、北陸信越運輸局と連携し、インバウンドの促進に取り組んでおります。

(3) ジェンダー主流化の取り組み

国土交通省では、共生社会実現の一環として、行政やサービスを提供する側が男女の異なるニーズを理解して、政策やサービスに反映していく「ジェンダー主流化」の取り組みを推進しております。

新潟運輸支局においても、北陸信越運輸局と連携し、ジェンダー主流化の取り組みを紹介する情報発信等を通じ、その推進に取り組んでおります。

(4) バリアフリー施策の取り組み

国土交通省では、鉄道、バス、旅客船などの輸送機関及び鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルなど施設のハード面のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降の介助、旅客施設における誘導などのソフト面のバリアフリー化を推進しております。

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠ですが、高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を確保するためには、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要であり、それぞれが関心を持ち、理解を深め、支え合うことができるようにするため、「バリアフリー教室」を始めとした各種の啓発・広報活動、教育活動などに取り組んでおります。

(5) 倉庫業の概況

令和7年3月末の倉庫事業者数は、普通倉庫154者、水面倉庫0者、冷蔵倉庫33者であり、同年同月同日現在における倉庫保管面(容)積は資料編 4 のとおり前年度と比べほぼ横ばいで推移しました。

また、令和5年度の受寄物の入庫量は、普通倉庫(1～3類、野積、貯蔵槽、危険品倉庫)が3,252,546トン(対前年度比94.8%)、冷蔵倉庫が241,477トン(対前年度比95.1%)となりました。

さらに、そのうち普通倉庫(1～3類)における品目構成について、紙・パルプが44.9%、次いで化学工業品が15.5%であって、これらが入庫量の半数以上を占めていました。

加えて、冷蔵倉庫における品目構成では、冷凍食品42.2%、次いでその他が17.8%等となりました(詳細は資料編5、6、7)。

(6)安全・安心の取り組み

① 全国交通安全運動

全国交通安全運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、毎年、春・秋の年2回、中央交通安全対策会議交通対策本部(内閣府所管)決定の実施要綱により実施されています。新潟運輸支局は、同実施要綱の他、国土交通省の実施計画に基づき策定された北陸信越運輸局実施計画により推進しています。

【令和7年度の実施期間】

春の全国交通安全運動 令和7年4月6日から令和7年4月15日

秋の全国交通安全運動 令和7年9月21日から令和7年9月30日

② 年末年始の輸送等に関する安全総点検

人流・物流が集中する年末年始において、輸送の安全等に対する意識の高揚を図るため、輸送機関等に対する安全総点検を次のとおり実施しています。

【主な点検事項】

- ・安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
- ・自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ・サイバー空間を含むテロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ・新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

【令和7年度の実施期間】

令和7年12月10日から令和8年1月10日

(7)物流効率化の取り組みの推進

① 物流施策の推進

物流は、国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして重要な役割を果たしております。しかし一方で、担い手不足、燃料費高騰など課題が山積しております。これらの課題は一過性ではないため、物流総合効率化法の枠組みの下、共同配送・中継輸送・モーダルシフトなど物流効率化の推進に取り組んでいくとともに、物流DXや物流標準化によりサプライチェーン全体の最適化をすすめ、持続可能な物流の実現に取り組んでおります。

② 物流DX、物流標準化

国土交通省では機械化デジタル化を通じこれまで当然と考えられてきたあり方を変革していく取り組みを総じて物流DXとしております。具体的には、自動フォークリフトの導入による荷役時間の削減やトラック予約システム導入による荷待ち時間の削減などがあります。

物流標準化とは、物流における包材や荷積みパレットなどの資材の種類や規格やルールを統一することで、物流の効率化や品質向上を図る取り組みです。荷主・物流事業者等の関係者の連携・協働を円滑化するための環境整備として、ソフト・ハード両面で標準化を進めております。

(8)環境保全の取り組みの推進

① 環境保全の取り組み

我が国においても2050年カーボンニュートラルの実現が宣言され、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として46%削減(2013年度比)を目指すこととされております。北陸信越運輸局においても、2021年に取りまとめられた「国土交通グリーンチャレンジ」に基づき、本計画を着実に実行し、持続可能で強靱なグリーン社会の実現に向けて、国民や企業等の意識変更・行動変容を促す環境づくりを進めております。

② 環境意識の啓発

日本のCO2排出量のうち、2023年度においては運輸部門からの排出量は19.2%を占めております。運輸部門の中では自動車全体が全体の85.7%を占め、海運は5.1%、航空は5.4%、鉄道は3.8%となっており、そのほとんどが自動車から排出されております。北陸信越運輸局では、エコ通勤やエコドライブ10の推進などにより環境保全の意識の啓発に取り組み、行動変容を促す環境づくりを推進しております。

2. 輸送関係

(1) 輸送関係業務

① 乗合事業の取り組み

(i) 乗合事業の概況

乗合事業は、通勤・通学をはじめ地域住民の日常生活を支える身近な公共交通機関であり、地域住民の生活交通手段を確保・維持していくことは大変重要です。

利用者利便の向上と利用者の減少をくい止めるため、バス事業者は、超低床バスの充実、バス停上屋の設置、市内循環バス、ワンコインバス、乗り放題バス、高齢者向け割引、小人50円運賃の導入など様々な施策を講じているものの、マイカーの利用や少子高齢化、人口減少の進行等により、利用者の減少に歯止めがかからず、さらに乗務員不足も相まって、事業をとりまく環境は引き続き極めて厳しい状況にあります。



こうした中、地方公共団体が路線バスの撤退や減便後、または中山間地や過疎地などの交通空白地における公共交通確保策として地域公共交通会議等で協議を経て、コミュニティバスや乗合タクシーを導入しています。既存の路線バスの有効活用も含め、路線の再編や地域の実情とニーズに即した持続可能な地域公共交通の構築が期待されています。

(ii) 乗合事業に関する施策

利用者の減少によりバス路線の維持が困難な路線に対しては、「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)」が設けられております。

地方公共団体をはじめ地域住民等の関係者で構成する地域公共交通会議等が中心となり、路線の見直し等による路線バスの利便性の向上、情報発信や啓蒙活動等による利用促進、交通空白地域を解消するための乗合タクシーや予約制デマンド交通の導入など、地域の実情に即した創意工夫を凝らし、地域の生活交通を確保・維持するための取り組みが進められています。

② 貸切バス事業の取り組み

(i) 貸切バス事業の概況

貸切バスは、国内旅行者のみならず、近年では訪日外国人にも利用層を広げて周遊観光の中核的な交通手段として活用されているほか、柔軟な供給力を活かしてスクールバスなど地域住民の足の確保の面でも重要な役割を担っています。また、観光やイベントの需要に応え

るばかりでなく、廃止されたバス路線の代替輸送機関として行う乗合旅客輸送や災害時の緊急輸送等にも対応し、地域社会を支えています。

(ii) 貸切バス事業に関する施策

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて、国土交通省は同年1月22日に「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加、国の監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転手の不足など構造的な問題を踏まえつつ、再発防止策について検討を行いました。

同年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめ、全体で85項目に及ぶ施策によって再発の防止を進めています。

③ タクシー事業の取り組み

(i) タクシー事業の概況

タクシーはドア・ツー・ドアの便利なサービスをいつでも提供し、特に体の不自由な人など移動に制約のある人に優しい公共交通機関としてその役割は重要となっています。

令和7年3月末の事業者数及び車両数は、法人事業者(福祉輸送限定事業者含む)が概ね横ばいとなっており、個人タクシーはやや減少となっています。また、令和6年度の輸送実績では、輸送人員、営業収入もやや減少の状況となっています。

このような状況の中、運転者の賃上げや職場環境の改善のため、令和7年12月22日に普通車の初乗り運賃の上限が700円に引き上げられるなど、運賃改定が実施されました。

(ii) タクシー事業に関する施策

輸送実績が伸び悩むなか、観光・イベント・福祉・介護などさまざまな利用者ニーズに応えようと創意工夫ある取り組みにより需要の開拓に努めており、観光ルート別運賃の設定や乗車前に運賃とルートが確定する事前確定運賃、複数回の利用分の運賃を予め一括して支払う一

括定額運賃(定期券/回数券方式)の導入などを行っている他、飲食店とタイアップし、飲食店のテイクアウト料理を自宅まで配達する宅配サービスタク

ユニバーサルデザインタクシー

写真提供：三越タクシー(株)

シーも運行しています。



また、これからの高齢化社会の進展に対応するため、福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入にも力を入れています。

令和6年3月には、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業(日本版ライドシェア)の制度を創設し、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消に取り組んでいます。平成21年10月よりタクシーの供給過剰の早期解消や運転手の労働環境改善・サービス改善を目的とし

た「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(タクシー特措法)が施行されました。令和3年8月に、新潟交通圏が「特定地域」の指定を解除され、「準特定地域」に指定されたことにより、現在、県内では5地域(新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、新発田市A地区、柏崎市A地区)が「準特定地域」に指定されています。この地域の事業者は、同法に基づき適正かつ合理的な事業運営を図り、利用者ニーズに的確に対応したサービスの提供の活性化を図るための自主的な措置を講ずることが求められています。

④貨物自動車運送事業の取り組み

(i)貨物自動車運送事業の概況

トラック輸送は、トンベースで国内貨物量の9割以上を占めており、日々の暮らしや経済を支え、我が国の社会活動における重要な社会インフラとなっています。一方、荷主企業や消費者のニーズが多様化・高度化するなか、常態化する人手不足や長時間労働の是正に向けた対応に加え、働き方改革の推進や生産性向上への取り組み等、数多くの課題を抱えています。



(ii)貨物自動車運送事業に関する施策

令和6年4月から働き方改革関連法施行により時間外労働の上限(休日を除く年960時間)規制等が適用され、トラック事業については、労働時間が制限されることによる輸送力の不足が懸念され、「2024年問題」として、その対応が始まっているところです。

女性ドライバー専用の「姫トラ」

写真提供：新潟県トラック協会

トラック運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、トラック運転者不足が深刻化しています。担い手確保のためには、適正な運賃収受による適正な賃金が必須となります。国土交通省では令和2年4月に貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃」を策定し、その周知・浸透に取り組んできました。

この「標準的な運賃」については、令和6年3月に運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃を告示しました。今後、関係省庁・産業界とも連携し、実効性の確保に努めるとともに、あらゆる手段を講じて、ドライバーの賃上げ原資の確保に向けて取り組んでまいります。

重要な社会インフラである物流が滞らないようにするために、また、トラック運転者の労働条件を改善していくためには、荷主企業とトラック運送事業者の双方が協力しあって取引環境の適正化に取り組むことが重要となります。新潟運輸支局においては、新潟労働局、公益社団法人新潟県トラック協会と立ち上げた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」等を活用して、荷主企業とトラック事業者の連携を育み、また、国民の物流事業に関する理解

を増進する「ホワイト物流」推進運動の取り組みを進めています。

また、国土交通省では、トラック運送事業における適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、令和5年7月に「トラックGメン」を創設し（令和7年11月1日に「トラック・物流Gメン」に改組）、新潟県内においてもトラック事業者への積極的な情報収集を行い、悪質な荷主等に対し、法に基づく「働きかけ」や「要請」を行っています。

（2）自動車運送事業者の監査業務

運輸局及び運輸支局では運送事業者の適正な事業実施のために運送事業者の監査を行い、違法な事業運営や労働実態のある事業者には行政処分と改善指示を行っています。

「貸切バス事業に関する施策」の中でも既述しておりますが、国土交通省に設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策として、事業者や運行管理者が遵守すべき事項の強化や法令違反の早期是正と処分の厳格化、監査の実効性の向上といった点が検討され、自動車運送事業者に対する監査に係る基準等についても見直しが行われました。

その他、平成30年7月には、過労防止関連違反等に係る行政処分量定の引上げ、令和2年11月には監査及び行政処分対象として妨害運転行為の追加、令和3年5月には健康起因事故に係る行政処分の強化、令和6年10月には酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化を行うなどの改正も行われました。

（3）自家用自動車による有償運送の許可・登録

自家用自動車は、使用者自らの目的のために使用するものであり、原則として、有償で運送の用に供してはならず、災害やその他緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには国土交通大臣の許可又は登録を受けることが必要となっています。

①自家用有償旅客運送

公共交通空白地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活に必要な輸送について、バスやタクシー等によっては対応できない場合に、一定の要件を満たした市町村やNPO等が登録を受けて自家用自動車を使用した有償旅客運送を行うことができます。

なお、平成27年4月1日より、国土交通省が行っていた自家用有償旅客運送の事務・権限については、新潟県に移譲されました。輸送の安全や利用者利益の保護を担保するため、移譲後においても新潟県に対して専門的な知見やノウハウ等を適切に継承するとともに、適切に事務・権限が遂行されるよう支援を行っています。

②自家用有償貨物運送

（i）自家用有償運送（車積載車による事故車及び故障車の排除業務）

事故車等の排除業務は公共性の強いものであり、緊急性を伴い迅速に対応する必要があることから、道路上の事故車等を最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等まで搬送するため一定の要件を満たしたものに対して許可するものです。

（ii）自家用有償運送（ラストマイル輸送等への輸送対策）

近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送を中心に、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっています。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、年間利用日数90日を上限に、一定の要件を満たしたものに対して許可するものです。

(4) 自家用自動車有償貸渡事業(レンタカー事業)の許可

自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ「業」として有償で貸渡をすることができません。レンタカーとは、貸渡人(レンタカー事業者)が自動車の使用者となっている自家用自動車で、借受人が不特定のものをいいます。

3. 登録関係

(1) 自動車の登録

自動車の登録は、所有権の公証のための民事登録と安全・環境対策などの各種行政上の権利義務の明確化や社会秩序維持等のための行政登録の目的があり、運行する際の義務となっています。

登録は、電子情報処理組織により自動車登録ファイルに登録することにより行うこととされており、電子情報処理組織は、昭和45年に導入され全国の運輸支局・検査登録事務所の窓口と国土交通省の自動車登録管理室がオンラインで結ばれ即時処理されています。



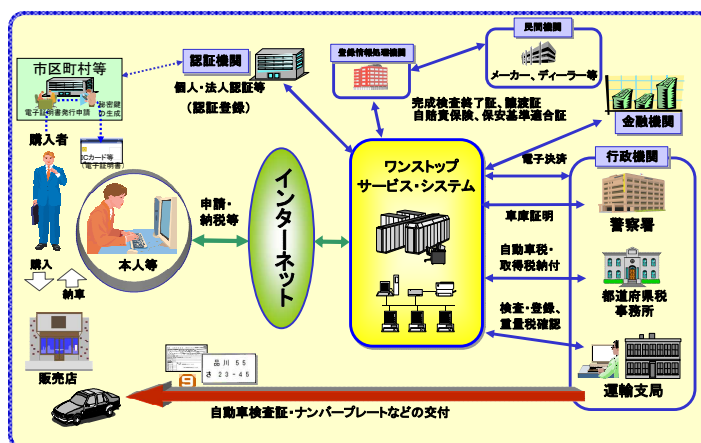
窓口手続風景

(2) 自動車保有手続きのワンストップサービス

自動車の保有に伴い必要となる手続きは、警察が所管する保管場所証明書、各市町村等が交付する印鑑証明書や住民票等の取得、県税である自動車税の納付など、複数の機関での手続きが必要です。そのため、国民の負担軽減を図る観点から、「ワンストップサービス(以下、OSS)」を推進しております。平成17年12月から新車の新規登録(型式指定車)を対象に利用サービスを開始しており、その後も運用地域や対象手続きを順次拡大し、新潟県は、平成30年1月から登録申請のOSSの運用を開始しました。

OSSを利用することにより、現在は紙によって行われている申請等の手続きをインターネット上で24時間365日いつでも、自宅のパソコンから手続きを行うことが可能になり、時間や労力の負担が大幅に軽減されます。

ワンストップサービスのイメージ



(3) 図柄入りナンバープレートの実施

自動車のナンバープレートについては、地域振興や観光振興を図る観点から、地域の要望を踏まえ、追加的な地域名表示(いわゆる「ご当地ナンバー」)の導入を行ってきましたが、ナンバープレートの多角的な活用の取組みをさらに進化させるため、図柄入りナンバープレート制度が開始されました。

第一弾として、平成30年10月から地域の風景や観光資源を図柄にした「地方版図柄入りナンバープレート」が、全国41の地域で交付されています。新潟県では、新潟ナンバーは「トキと万代橋」、長岡ナンバーは「花火」をデザインしたナンバープレートが交付されており、「走る広告塔」となって、地域の魅力を全国に発信しています。また、第二弾として、令和2年5月から新たなご当地ナンバーによる全国17地域の地方版図柄入りナンバープレートが交付されるようになり、新潟県でも「上杉謙信と桜」をデザインした上越ナンバーが交付されています。

さらに、令和3年12月末には「新たな全国版図柄入りナンバープレート」が発表されました。デザインは全国47都道府県の県花をモチーフに日本の美しさを表現しており、令和4年4月から令和9年4月末までの間が交付期間とされています。

令和4年9月には、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催を記念した特別仕様ナンバープレートを、期間限定で全国の希望者へ交付されることが発表され、令和4年10月から令和7年12月までの約3年間の期間限定で交付されました。

令和7年5月には、令和9年3月に横浜で開催されるGREEN EXPO2027(2027年国際園芸博覧会)の開催を記念した特別仕様ナンバープレートを、期間限定で全国の希望者へ交付されることが発表されました。

令和7年7月14日から令和9年11月末までの期間限定で交付することになっております。



図柄入りナンバー「新潟」



図柄入りナンバー「長岡」



図柄入りナンバー「上越」



全国版図柄入りナンバー



大阪・関西万博特別仕様ナンバー



GREENEXPO2027(2027国際園芸博覧会)特別仕様ナンバー

4. 検査整備保安関係

(1) 検査業務の取り組み

① 検査業務の概況

自動車の審査を行う検査場は、新潟支局が4コース、長岡事務所が3コース(二輪車専用コース含む)で実施しており、出張検査については新潟支局が村上市及び佐渡市への2地区、また、長岡事務所が上越市の1地区において実施しています。

県内における検査業務量については、令和6年度の新規検査件数(型式指定車を含む)が約1126件増加し62,554件で、対前年比101.8%となっており、継続検査件数については、およそ366件増加し445,065件で、対前年比100.1%となっています。

令和6年度のユーザー車検の受検件数は、19,418件で全検査件数(新規検査の型式指定車を除く)の12.8%を占めています。

② 検査業務に関する施策

(i) 街頭検査の実施



街頭検査の様子

整備不良車両や不正改造車両を排除するため、関係機関や関係団体と連携・協力し、街頭での車両検査を実施しています。

令和6年度は、街頭検査を48回実施し、6,388台の自動車について検査を行い、整備命令書を86件交付しました。



深夜街頭検査による不正改造車の排除の様子

(ii) 職権打刻

車台番号や原動機型式の刻印が腐食等により識別が困難になった場合や事故等によりフレーム等の交換が必要となった場合については、塗まつ許可申請等により職権による打刻を実

施しています。



腐食し識別困難となった車台番号

特に、冬期の道路に散布された融雪剤の付着により、車台番号や原動機型式の打刻部分が腐食することが多く、これらの識別が困難になる自動車が増加しております。

このため令和2年度は182件、令和3年度は177件、令和4年度190件、令和5年度201件、令和6年度187件の職権打刻を実施しています。

なお、増加した打刻件数に対応するために平成21年7月からは、主に職権打刻プレートを貼付する方法で職権打刻を実施しています。



職権打刻プレートによる表示方法

(iii)保安基準緩和

分割して運搬することができない長大物品を輸送する基準外の大型トレーラや効率的な除雪の為に幅の広いスノープラウを使用する自動車など使用の様相が特殊な自動車を使用するための申請の受付及びヒアリングを実施して、道路運送車両の保安基準の緩和認定に必要な審査を行っています。

令和6年度は、151件が北陸信越運輸局長により緩和認定されました。



除雪をするために認定を受けた基準緩和車両

(2)自動車整備事業の取り組み

①自動車整備事業の概況

自動車の特定整備事業者は、自動車の特定整備を行ったときは特定整備に係る部分が、保安基準に適合するようにならなければならない重大な責務を負っています。このため、自動車の特定整備を行う場合、地方運輸局長の認証等を取得しなければならないという制度が設けられています。



(i) 認証工場(自動車特定整備事業)

自動車の特定整備を事業として行うため、国の定める基準に適合した設備及び従業員を有する整備工場を「認証工場」と言い、事業場には黄色若しくは緑色の看板を掲げています。

新潟県内の認証工場数は、令和7年3月末現在で2,095工場となっています。



(ii) 認定工場(優良自動車整備事業)

整備技術の向上及び整備施設の充実を図るため、自動車又はその部分の整備又は改造を業とする者について、一定の要件を満たした優良な整備工場を「認定工場」と言い、事業場には白色の看板を掲げています。

新潟県内の認定工場数は、令和7年3月末現在で自動車整備17工場、車体整備29工場、電装整備7工場、そして、タイヤ整備2工場となっています。



(iii) 指定工場(指定自動車整備事業)

認証工場のうち、設備、技術及び管理組織について一定の要件を満たした優良な事業者であって、検査設備を有し、かつ自動車検査員を選任している整備工場を「指定工場」と言い、事業場には認証看板と合わせて青色の看板を掲げています。

指定工場は、「民間車検場」とも言われており、点検・整備及び検査が行われ、保安基準適合証が交付された場合は、国に現車の提示を行わなくとも自動車検査証の有効期間の更新を受けることができます。

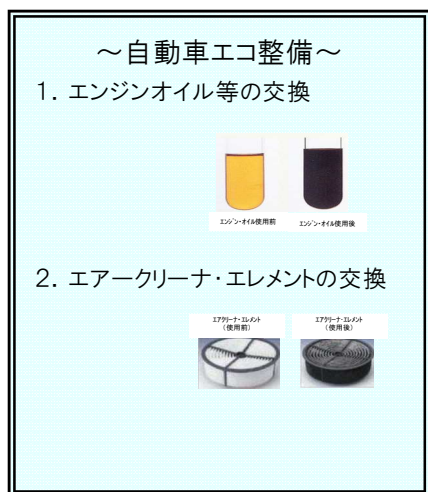
新潟県内の指定工場数は、令和7年3月末現在、604工場です。全認証工場に占める割合は28.8%となっています。



② 点検整備等の推進に関する施策

(i) 自動車点検整備推進運動等

自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故(不正改造を含む)防止や環境保全(不正軽油使用防止・ディーゼル黒煙等排気ガス対策等)を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられています。



このことから、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうため、強化月間中に周知活動を始め、自動車の無料点検コーナー等を設置した「自動車ふれあい相談所」の開設等、自動車の点検整備を推進するための取り組みを実施しています。



「自動車ふれあい相談所」の実施風景



各種運動の周知活動

(ii) 自動車整備士の技能検定

地方運輸局長の認証が必要とされる自動車分解整備事業場にあつては、一定数以上の自動車整備士が従事していることが必要とされ、自動車整備要員の社会的地位と技能の向上を図るため、自動車整備士技能検定を行い、社会に自動車整備士を送り出しています。

自動車整備士の種類は1級小型自動車整備士など14種類あり、資格を取得するには、それぞれの学科試験と実技試験に合格、若しくは国土交通大臣が指定した養成施設を修了又は登録試験機関が実施する登録試験に合格して試験免除を受け取得する方法があります。

令和6年度の新潟県内における自動車整備士合格者数は397名でした。

(3) 保安業務の取り組み

①重大事故の発生状況

令和6年の新潟県内における事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数95件（前年比22件増）、死者数10名、負傷者数50名（前年比20名減）となっており、事故件数は増加しましたが負傷者は減少しました。

また、事故種類別発生状況では、衝突事故が16件（全体の約17%）、死傷事故が7件（全体の約7%）となっており、死者10名のうち7名がこれらの事故によるものとなっています。

件数の割合では車両故障が41件と最も多く、全体の約43%となっています。その他、転覆事故が5件、転落事故が3件、車内事故が3件、健康起因が10件、火災事故が6件、交通傷害が3件、救護違反が1件、発生しています。



車両火災事故

②安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策



安全運行一斉点検

平成28年1月15日未明、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、乗員乗客41人を乗せた貸切バスが、対向車線を越えて道路右側に転落し、乗客13名、乗員2名の計15名が死亡、乗客26名が重軽傷を負うという重大事故が発生しました。

国土交通省では、このような悲惨な事故を二度と起こさぬよう、徹底的な再発防止策

について検討するため、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、平成28年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめました。

この対策に基づき、貸切バス事業に関する各種制度の改正を行い、運行管理体制の強化、貸切バス事業者の許可更新制度の導入による事業参入後の安全確保のチェック機能の強化などソフト面の強化、衝突被害軽減ブレーキ、ドライブレコーダー装着義務付けなどハード面の強化の基準改正を行い、これらの周知、徹底を図っているところです。

③事故防止に関する施策

飲酒運転による事故や有責の重大事故を起こした自動車運送事業者に対しては監査を実施し、運転者に対する過労防止措置違反等の安全性の確保に係わる法令違反が確認された場合には、車両の使用停止等の厳正な行政処分を行い、事故の再発防止に努めているところです。

また、事業用自動車の事故発生状況が、家用自動車のものとは比べ、事故件数、死者数ともに減少の歩みが遅いという状況を鑑みて、国土交通省及び関係業界において、平成21年3月に「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定し、平成29年6月30日に当該プランに代わり新たな「事業用自動車総合安全プラン2020」がまとめられ、さらに令和3年3月30日には新たな「事業用自動車総合安全プラン2025」がまとめられました。

輸送の安全確保を図るための取組をより一層推進させるために、各種研修会等を通じて事故防止に係る取組を行っています。



④運行管理者及び整備管理者

自動車運送事業者は、一定台数以上の事業用自動車を保有する営業所には、その営業所ごとに運行管理者の選任が義務づけられており、乗務員に対する指導監督や点呼の実施等、事故防止に係る業務を担わせています。選任されている運行管理者には、定期的な講習（「運行管理者一般講習」又は「運行管理者基礎講習」）の受講が、また、第1当事者となる死傷事故等を惹起した営業所又は、監査結果により行政処分を受けた営業所の運行管理者に対しては運行管理者特別講習の受講が法令で義務づけられています。

また、大型バスや一定台数以上の事業用自動車の使用の本拠の位置ごとには、専門知識を有した整備管理者の選任が義務づけられており、使用者に代わっての自動車の点検・整備等に関する業務の実施や車庫の管理といった業務を担わせています。

整備管理者に新たに選任されようとする者に対しては「整備管理者選任前研修」を、既に選任されている者に対しては「整備管理者選任後研修」を実施し、整備管理の確実な実施とスキルアップ、コンプライアンスの徹底に努めていただくよう研修を計画し開催しています。



整備管理者選任後研修

第3章 資料編

1. 観光客の推移

単 位:千人
(前年比:%)

年	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
県内・県外客	69,326 (92.5%)	66,671 (96.2%)	70,862 (106.3%)	71,602 (101.0%)	72,987 (101.9%)	77,446 (106.1%)	74,172 (95.8%)	72,478 (97.7%)	74,828 (103.2%)	73,303 (98.0%)	42,007 (57.3%)	42,997 (102.4%)	55,325 (128.7%)	62,401 (112.8%)	63,363 (101.5%)

新潟県ホームページより

2. 登録ホテル・旅館の推移

登録数・総客室数は12月31日現在のもの

年	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
ホテル	登録数	37	40	40	40	39	38	40	41	42	43	44	44	46	46
	総客室数	6,719	6,877	6,877	6,877	6,877	6,679	6,370	6,879	7,653	7,886	8,010	8,081	8,605	8,605
旅館	登録数	96	95	94	92	90	90	83	83	77	73	73	73	73	72
	総客室数	4,379	4,359	4,288	4,156	4,076	4,049	3,776	3,796	3,617	3,627	3,434	3,434	3,434	3,342

観光庁観光産業課調べ

3. 旅行業者数の推移

業者数は年度末現在のもの

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
第1種旅行業者	9	8	8	8	8	7	7	7	7	6	7	6	7	6	6
第2種旅行業者	56	57	56	55	56	54	58	58	58	61	60	59	58	58	56
第3種旅行業者	82	82	74	75	74	74	71	72	67	65	64	63	61	56	57
地域限定旅行業者				3	5	6	6	8	10	11	14	14	22	24	24
旅行業者代理業	21	23	23	23	23	22	21	20	19	17	12	9	7	6	6
旅行サービス手配業								12	14	17	19	20	23	27	27

北陸信越運輸局調べ

4. 倉庫保管面（容）積の推移

種類 年度	普通倉庫（1～3類）	野積倉庫	貯蔵槽倉庫	危険品倉庫		冷蔵倉庫	水面倉庫
	保管面積（㎡）	保管面積（㎡）	保管容積（㎡）	保管面積（㎡）	保管容積（㎡）	保管容積（㎡）	保管面積（㎡）
平成25	679,329	158,780	96,052	2,812	1,239,610	240,891	196,489
平成26	716,996	158,780	96,052	2,812	1,239,610	250,913	196,489
平成27	721,220	158,780	96,052	2,812	1,239,610	250,913	196,489
平成28	740,055	158,780	96,052	4,729	1,221,870	255,560	196,489
平成29	777,412	158,780	96,052	4,729	1,221,870	255,560	196,489
平成30	796,831	158,780	96,052	6,144	1,221,870	251,561	126,489
令和元	839,147	158,780	96,091	6,144	1,221,870	290,385	126,489
令和2	856,788	158,780	96,091	7,014	1,221,870	300,129	126,489
令和3	892,851	158,780	96,091	7,014	1,221,870	308,156	126,489
令和4	920,705	158,780	103,298	8,010	1,221,870	301,798	0
令和5	952,130	158,780	103,298	10,008	1,221,870	347,896	0
令和6	978,256	160,448	103,298	11,315	1,221,870	351,577	0

（注）各年度末現在の数値である。

5. 倉庫業の受寄物年間実績

令和5年度

	1～3類倉庫		野積倉庫		貯蔵そう倉庫		危険品倉庫		水面倉庫		冷蔵倉庫	
	実績	前年度比	実績	前年度比	実績	前年度比	実績	前年度比	実績	前年度比	実績	前年度比
年度間 入庫量	トン 2,292,175	% 95.5%	トン 11,397	% 49.6%	トン 169,858	% 76.3%	トン 779,116	% 99.2%	トン 0	% 0.0%	トン 241,477	% 95.1%
平均月末 在庫量	トン 472,648	% 99.1%	トン 3,604	% 33.2%	トン 26,774	% 85.9%	トン 858,798	% 99.6%	トン 0	% 0.0%	トン 48,454	% 97.6%
年度間 回転数	回 4.8		回 3.2		回 6.3		回 0.9		回 —		回 5.0	

（注） 1. 年度間回転数＝年度間入庫量÷平均月末在庫量

6. 普通倉庫（1～3類）の品目別年間実績

（単位：トン）

品目	年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度 在庫量 構成比 (%)
	区分							
農水産品	平均月末	在庫量	103,216	130,744	149,865	169,645	169,148	10.5
	年間	入庫量	221,868	220,765	248,094	294,671	239,957	
金属	平均月末	在庫量	18,357	23,829	16,913	23,289	25,097	3.7
	年間	入庫量	112,391	91,633	90,625	109,507	84,126	
金属製品機械	平均月末	在庫量	24,839	27,446	29,961	20,440	21,597	6.2
	年間	入庫量	151,535	142,150	151,590	140,151	140,986	
窯業品	平均月末	在庫量	3,051	1,999	3,453	2,670	2,277	0.8
	年間	入庫量	48,987	33,898	46,436	40,334	18,783	
化学工業品	平均月末	在庫量	69,917	91,714	86,591	94,377	94,648	15.5
	年間	入庫量	405,338	430,046	409,837	388,205	354,376	
紙・パルプ	平均月末	在庫量	86,929	88,805	92,832	87,268	91,555	44.9
	年間	入庫量	1,136,939	896,821	1,085,394	1,058,516	1,028,122	
繊維工業品	平均月末	在庫量	3,014	3,916	2,228	1,488	1,280	0.1
	年間	入庫量	29,851	23,927	6,353	2,081	3,304	
食料工業品	平均月末	在庫量	17,293	23,822	23,986	20,887	23,706	7.7
	年間	入庫量	140,174	201,585	190,740	150,831	176,326	
雑工業品	平均月末	在庫量	50,855	45,716	25,559	16,244	21,914	7.0
	年間	入庫量	437,415	371,441	247,056	118,056	159,648	
雑品	平均月末	在庫量	115,620	121,701	45,652	40,452	21,424	3.8
	年間	入庫量	208,822	187,408	171,738	98,238	86,547	
合計	平均月末	在庫量	493,090	559,692	477,039	476,759	472,648	100.0
	年間	入庫量	2,893,320	2,599,674	2,647,863	2,400,590	2,292,175	
回 転 数			5.9	4.6	5.6	5.0	4.8	

回転数＝年間入庫量÷平均月末在庫量

注）平均値のため計と合わない場合がある。

7. 冷蔵倉庫の品目別年間実績

(単位：トン)

品目	年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度 在庫量 構成比(%)
	区分							
生鮮水産物	平均月末	在庫量	165	166	177	215	317	0.0
	年間	在庫量	9	13	24	143	11	
冷凍水産物	平均月末	在庫量	6,615	6,940	7,141	8,533	6,911	13.7
	年間	在庫量	38,628	37,847	37,939	37,104	33,151	
塩干水産物	平均月末	在庫量	2,194	2,201	2,419	2,828	3,054	4.5
	年間	在庫量	10,429	11,253	11,210	10,502	10,869	
水産加工品	平均月末	在庫量	3,137	3,613	2,796	2,343	2,431	5.5
	年間	在庫量	20,982	22,264	18,255	13,109	13,232	
畜産物	平均月末	在庫量	3,510	3,685	4,494	5,226	4,560	5.6
	年間	在庫量	11,937	13,547	14,377	13,371	13,613	
畜産加工品	平均月末	在庫量	3,081	2,082	1,675	1,628	1,558	3.7
	年間	在庫量	9,287	9,143	8,480	16,835	8,966	
農産物	平均月末	在庫量	825	619	503	486	456	0.6
	年間	在庫量	2,821	3,073	2,428	2,082	1,551	
農産加工品	平均月末	在庫量	3,410	4,420	4,570	4,554	5,001	6.2
	年間	在庫量	15,953	14,139	16,736	17,800	15,061	
冷凍食品	平均月末	在庫量	15,944	22,330	20,246	18,207	18,809	42.2
	年間	在庫量	126,994	198,722	127,231	106,606	101,940	
その他	平均月末	在庫量	4,896	10,873	5,780	5,623	5,357	17.8
	年間	在庫量	31,782	36,232	34,998	36,288	43,083	
合計	平均月末	在庫量	43,775	56,929	49,800	49,643	48,454	100.0
	年間	在庫量	268,882	346,233	271,678	253,840	241,477	
回 転 数			6.1	6.1	5.5	5.1	5.0	

回転数＝年間在庫量÷平均月末在庫量

注) 平均値のため計と合わない場合がある。

8. 自動車関係事業者の推移

		平成10.3.31		平成15.3.31		平成31.3.31		令和4.3.31		令和5.3.31		令和6.3.31		令和7.3.31		
		事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	
自動車運送事業	バス	39	100	67	171	74	189	71	182	70	179	70	179	70	179	
	ハイタク（法人）	146	100	160	109	118	80	112	76	110	75	105	71	103	70	
	ハイタク（個人）	340	100	372	109	347	102	318	93	301	88	288	84	274	80	
	特定旅客	2	100	6	300	6	300	5	250	5	250	6	300	6	300	
	一般貨物（特積）	9	100	9	100	7	77	7	77	6	66	6	66	6	66	
	一般貨物	688	100	788	114	891	129	897	130	896	130	871	126	871	126	
	特定貨物	6	100	4	66	5	83	3	50	3	50	2	33	2	33	
	霊柩	77	100	96	124	98	127	94	122	92	119	93	120	93	120	
レンタカー事業	133	100	153	115	401	301	447	336	485	364	515	387	515	387		
整備工場	認証工場	1,994	100	2,030	101	2,087	104	2,089	104	2,087	104	2,088	104	2,097	105	
	一種整備工場	一種整備工場	21	100	14	66	8	38	7	33	5	23	5	23	5	23
		二種整備工場	39	100	31	79	20	51	14	35	12	30	12	30	12	30
	特殊整備工場	車体整備	19	100	23	121	30	157	27	142	29	152	28	147	29	152
		電装整備	9	100	8	88	8	88	7	77	7	77	7	77	7	77
		タイヤ整備	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100
	指定工場	510	100	553	108	616	120	612	120	609	119	603	118	604	118	

- ※ 1. 一般貨物（特積）は、県内に本社を有する事業者である。
 2. 自動車販売の新車については販売店協会の会員数、中古車については中古販の会員数である。
 3. 「バス」は一般貸切旅客自動車運送事業者と、一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、バス車両（乗車定員11人以上）を保有する者の合計である。

9. 一般乗合旅客自動車輸送実績

年度	種別		輸送人員(人)				走行キロ		営業収入(千円)			事業者数
	運行車(両)		定期	定期外	総数	前年比	総数	前年比	総数	前年比	走行1キロ当 (円)	
昭和44	1,689	99.5	102,063,536	134,929,957	237,263,493	103.8	59,368,960	100.9	6,749,865	105.3	114	5
平成15	981	98.1	18,094,356	33,282,635	51,376,991	97.1	46,007,669	99.0	11,914,223	95.6	259	11
平成16	973	99.2	16,606,299	31,334,579	47,940,878	93.3	46,128,244	100.3	11,714,163	98.3	254	11
平成17	951	97.7	16,306,211	30,255,614	46,561,825	97.1	45,430,498	98.5	11,322,156	96.7	249	11
平成18	1,311	137.8	17,428,003	30,550,288	47,978,291	103.0	51,926,933	114.3	11,739,330	103.7	226	17
平成19	1,226	93.5	16,307,195	29,528,330	45,835,525	95.5	55,732,070	107.3	12,063,474	102.8	216	18
平成20	1,288	105.1	15,878,466	28,591,805	44,470,271	97.0	56,889,422	102.1	12,273,039	101.7	216	18
平成21	1,291	100.2	14,911,303	27,138,581	42,049,884	94.6	56,126,591	98.7	11,983,904	97.6	214	21
平成22	1,495	115.8	14,385,462	25,402,739	39,788,201	94.6	54,886,515	97.7	11,540,464	96.2	210	46
平成23	1,356	90.7	13,992,251	24,876,194	38,868,445	97.7	53,646,461	97.7	11,279,873	97.7	210	56
平成24	1,322	97.5	14,159,927	24,245,335	38,405,262	98.8	50,993,726	95.1	11,009,482	97.6	216	65
平成25	1,422	107.5	18,333,692	22,695,277	41,028,969	106.8	54,243,874	106.4	12,047,699	109.4	222	70
平成26	1,400	98.4	20,633,940	23,101,937	43,735,877	106.5	57,288,616	105.5	12,441,431	103.2	217	79
平成27	1,379	98.5	20,884,945	22,906,038	43,750,983	100.1	59,082,058	103.1	12,881,210	103.5	218	78
平成28	1,459	105.8	20,802,640	22,491,053	43,293,693	99.0	61,587,828	104.2	12,832,162	99.6	208	82
平成29	1,437	98.5	19,279,661	23,042,130	42,321,791	97.8	58,216,936	94.5	13,250,665	103.3	228	77
平成30	1,435	99.9	19,123,346	23,618,561	42,741,907	101.0	57,035,718	98.0	12,855,907	97.0	225	77
令和元	1,420	99.0	18,840,340	23,825,037	42,665,377	99.8	56,457,888	99.0	12,104,930	94.2	214	76
令和2年	1,367	96.3	17,185,700	17,481,628	34,667,328	81.3	45,174,614	80.0	7,802,196	64.5	173	74
令和3年	1,542	112.8	22,022,027	17,716,918	39,738,945	114.6	45,112,476	99.9	8,249,516	105.7	183	78
令和4年	1,586	102.9	16,946,237	19,764,189	36,710,426	92.4	42,896,688	95.1	8,927,238	108.2	208	77
令和5年	1,694	106.8	17,166,487	19,931,951	37,098,438	101.1	44,234,018	103.1	10,316,142	115.6	233	79
令和6年	1,652	97.5	16,641,703	20,904,323	37,546,026	101.2	40,121,119	90.7	16,607,135	161.0	414	79

※道路運送法改正に伴い、平成18年度の実績からは、みなし4条路線を含んだ実績になっています。

(平成18年度については、みなし4条路線(平成18年10月1日～平成19年3月31日)の実績を含んだものになります。)

10. 一般貸切旅客自動車輸送実績

年度	種別	運 行 車 (両)				運行回数 (回)		走 行 キ 口		輸 送 人 員 (人)		営 業 収 入 (千円)		事業者数	
		実在車	前年比	延実働車	前年比	実働率	総 数	前年比	総 数	前年比	総 数	前年比	総 数		前年比
昭和63		467	110.7	115,190	107.8	63	129,157	104.4	27,630,585	116.3	4,621,408	101.6	10,891,882	113.5	16
平成15		712	103.3	140,932	99.9	50	217,243	111.3	32,976,027	100.3	5,897,064	114.3	9,349,361	96.8	61
平成16		723	101.5	142,428	101.1	51	220,558	101.5	34,257,495	103.9	6,092,600	103.3	10,932,660	116.9	68
平成17		807	111.6	151,597	106.4	52	231,509	105.0	36,684,591	107.1	6,241,989	102.5	9,708,108	88.8	70
平成18		877	108.7	158,371	104.5	50	253,554	109.5	38,562,604	105.1	6,605,150	105.8	9,876,960	101.7	75
平成19		890	101.5	162,798	102.8	50	271,122	106.9	38,193,960	99.0	6,613,350	100.1	10,867,497	110.0	72
平成20		899	101.0	168,475	103.5	51	293,176	108.1	37,087,951	97.1	6,945,897	105.0	10,504,420	96.7	75
平成21		928	103.2	175,299	104.1	52	260,538	88.9	37,169,072	100.2	6,703,151	96.5	9,589,638	91.3	79
平成22		957	103.1	178,217	101.6	53	268,280	102.9	37,592,228	101.1	6,704,279	100.0	9,315,426	97.1	77
平成23		952	99.5	157,072	88.1	51	247,226	92.2	32,971,960	87.7	6,750,210	100.7	7,833,289	84.1	78
平成24		962	101.1	157,278	100.1	54	247,193	100.0	34,688,382	105.2	6,206,065	91.9	8,273,869	105.6	78
平成25		931	96.8	160,832	102.3	53	236,409	95.6	36,337,173	104.8	6,321,135	101.9	8,738,229	105.6	79
平成26		940	100.9	159,041	98.8	53	203,860	86.2	31,998,874	88.1	6,130,215	96.9	10,132,165	115.9	79
平成27		969	103.0	155,773	97.9	46	199,499	97.8	29,739,532	92.9	6,166,329	100.5	11,240,020	110.0	83
平成28		1,002	103.4	156,850	100.7	45	189,943	95.2	27,436,015	92.3	5,761,232	93.4	10,013,057	89.1	82
平成29		1,007	100.5	155,843	99.4	43	189,542	99.8	25,778,347	94.0	5,620,760	97.6	10,302,862	102.9	74
平成30		1,008	100.1	150,902	96.8	41	181,984	96.0	25,641,497	99.5	5,637,090	100.3	10,132,347	98.3	75
令和元		989	98.1	139,555	92.5	39	174,015	95.6	23,432,739	91.4	5,395,910	95.7	9,634,604	95.1	73
令和2年		946	95.7	83,944	60.2	39	113,393	65.2	8,733,638	37.3	2,811,999	52.1	4,364,739	45.3	69
令和3年		935	98.8	94,690	112.8	28	131,363	115.8	9,859,091	112.9	3,287,451	116.9	5,024,055	115.1	70
令和4年		916	98.0	95,708	101.1	32	123,953	94.4	13,367,458	135.6	3,663,543	111.4	6,368,829	126.8	68
令和5年		903	98.6	115,988	121.2	36	157,490	127.1	17,021,567	127.3	4,296,300	117.3	8,047,008	126.3	68
令和6年		896	99.2	118,086	101.8	36	155,069	98.5	16,489,763	96.9	4,213,726	98.1	9,009,739	112.0	66

1 1. 一般乗用旅客自動車輸送実績

種別 年度	運 行 車 (両)				運 行 回 数			走 行 キ 口			輸 送 人 員 (人)			営 業 収 入 (千円)				事 業 者 数		
	実在車	前年比	延実働車	前年比	総 数	前年比	実働1日1車	総 数	前年比	実働1日1車	総 数	前年比	実働1日1車	総 数 (千円)	前年比	実働1日1車 (円)	走行1回当 (円)	法 人	個 人	
平成9	3,961	98.2	1,228,295	98.3	22,795,726	94.8	19	208,647,565	94.7	170	34,991,978	94.5	29	34,993,132	93.5	28,650	165	146	340	
平成10	3,872	97.8	1,204,260	98.0	21,344,646	93.6	18	196,674,944	94.3	163	32,436,293	92.7	27	32,289,013	92.3	26,812	164	145	341	
平成25	法人	3,018	99.3	824,773	97.1	12,246,091	95.8	15	113,454,049	94.7	138	18,264,969	97.1	22	18,035,090	95.5	21,867	159	230	
	個人	377	98.7	97,594	97.9	684,043	97.3	7	7,552,457	98.4	77	974,613	93.0	10	1,021,074	98.9	10,462	135		377
	合計	3,395	99.2	922,367	97.2	12,930,134	95.9	14	121,006,506	95.0	131	19,239,582	96.9	21	19,056,164	95.7	20,660	157	230	377
平成26	法人	2,959	98.0	799,275	96.9	11,678,893	95.4	15	110,043,463	97.0	138	17,338,669	94.9	22	17,430,259	96.6	21,808	158	235	
	個人	370	98.1	95,119	97.5	645,723	94.4	7	7,443,251	98.6	78	943,146	96.8	10	977,180	95.7	10,273	131		370
	合計	3,329	98.1	894,394	97.0	12,324,616	95.3	14	117,486,714	97.1	131	18,281,815	95.0	20	18,407,439	96.6	20,581	157	235	370
平成27	法人	2,936	99.2	769,931	96.3	11,175,489	95.7	15	106,608,975	96.9	138	16,543,997	95.4	21	16,961,681	97.3	22,030	159	231	
	個人	364	98.4	93,477	98.3	653,751	101.2	7	7,403,393	99.5	79	953,080	101.1	10	959,242	98.2	10,262	130		364
	合計	3,300	99.1	863,408	96.5	11,829,240	96.0	14	114,012,368	97.0	132	17,497,077	95.7	20	17,920,923	97.4	20,756	157	231	364
平成28	法人	2,975	101.3	729,736	94.8	10,690,307	95.7	15	99,705,565	93.5	137	15,850,531	95.8	22	16,105,946	95.0	22,071	162	231	
	個人	356	97.8	91,049	97.4	647,216	99.0	7	7,353,293	99.3	81	947,374	99.4	10	957,277	99.8	10,514	130		356
	合計	3,331	100.9	820,785	95.1	11,337,523	95.8	14	107,058,858	93.9	130	16,797,905	96.0	20	17,063,223	95.2	20,789	159	231	356
平成29	法人	2,999	100.8	709,295	97.2	10,453,176	97.8	15	97,631,572	97.9	138	15,436,304	97.4	22	15,923,805	98.9	22,450	163	230	
	個人	353	99.2	89,975	98.8	644,228	99.5	7	7,288,309	99.1	81	937,480	99.0	10	950,910	99.3	10,569	130		353
	合計	3,352	100.6	799,270	97.4	11,097,404	97.9	14	104,919,881	98.0	131	16,373,784	97.5	20	16,874,715	98.9	21,113	161	230	353
平成30	法人	2,933	97.8	674,843	95.1	9,936,868	95.1	15	92,122,884	94.4	137	14,680,604	95.1	22	15,108,024	94.9	22,387	164	231	
	個人	347	98.3	88,125	97.9	645,638	100.2	7	7,245,928	99.4	82	940,896	100.4	11	948,409	99.7	10,762	131		347
	合計	3,280	97.9	762,968	95.5	10,582,506	95.4	14	99,368,812	94.71	130	15,621,500	95.4	20	16,056,433	95.15	21,045	162	231	347
令和元	法人	2,913	99.3	647,303	95.9	9,246,224	93.0	14	85,838,011	93.2	133	13,575,085	92.5	21	14,202,195	94.0	21,941	165	231	
	個人	341	98.3	86,641	98.3	618,109	95.7	7	7,043,324	97.2	81	899,169	95.6	10	936,195	98.7	10,805	133		341
	合計	3,254	99.2	733,944	96.2	9,864,333	93.2	13	92,881,335	93.47	127	14,474,254	92.7	20	15,138,390	94.28	20,626	163	231	341
令和2	法人	2,801	96.2	526,835	81.4	5,931,715	64.2	11	56,006,641	65.2	106	8,197,997	60.4	16	8,952,990	63.0	16,994	160	236	
	個人	331	97.1	79,950	92.3	361,743	58.5	5	4,632,095	65.8	58	491,359	54.6	6	526,244	56.2	6,582	114		331
	合計	3,132	96.3	606,785	82.7	6,293,458	63.8	10	60,638,736	65.29	100	8,689,356	60.0	14	9,479,234	62.62	15,622	156	236	331
令和3	法人	2,735	97.6	514,563	97.7	6,098,724	102.8	12	55,889,179	99.8	106	8,426,284	102.8	16	8,846,638	98.8	16,792	158	237	
	個人	318	96.1	76,099	95.2	344,505	95.2	4	4,224,508	91.2	53	471,320	95.9	6	469,807	89.3	5,876	111		318
	合計	3,053	97.5	590,662	97.3	6,443,229	102.4	11	60,113,687	99.13	99	8,897,604	102.4	15	9,316,445	98.28	15,354	155	237	318
令和4	法人	2,680	98.0	513,938	99.9	6,788,860	111.3	13	62,108,453	111.13	118	9,700,634	115.1	18	11,156,091	126.1	21,176	180	236	
	個人	301	94.7	60,007	78.9	379,330	110.1	5	4,345,485	102.86	54	548,604	116.4	7	567,126	120.7	7,094	131		301
	合計	2,981	97.6	573,945	97.2	7,168,190	111.3	12	66,453,938	110.55	110	10,249,238	115.2	17	11,723,217	125.8	19,320	176	236	301
令和5	法人	2,549	95.1	501,600	97.6	6,861,932	101.1	13	64,781,962	104.30	123	9,962,059	102.7	19	12,455,525	111.6	23,642	192	238	
	個人	288	95.7	72,644	121.1	493,507	130.1	6	5,969,329	137.37	75	726,751	132.5	9	861,950	152.0	10,781	144		288
	合計	2,837	95.2	574,244	100.1	7,355,439	102.6	12	70,751,291	106.47	117	10,688,810	104.3	18	13,317,475	113.6	21,948	188	238	288
令和6	法人	2,549	100.0	497,101	99.1	6,603,261	96.2	13	62,136,391	95.92	118	9,621,065	96.6	18	12,365,123	99.3	23,471	199	246	
	個人	274	95.1	67,758	93.3	452,112	91.6	6	5,583,917	93.54	70	668,522	92.0	8	799,575	92.8	10,001	143		274
	合計	2,823	99.5	564,859	98.4	7,055,373	95.9	12	67,720,308	95.72	112	10,289,587	96.3	17	13,164,698	98.9	21,696	194	246	274

※道路運送法改正に伴い、平成18年度より法人の延実働車及び実働1日1車の数値については、輸送患者限定事業者を含まない数値になっています。

12. 貨物自動車運送事業関係規模別事業者数（新潟県に主たる事業所を有する事業者数）

①車両数別事業者数

令和6年3月31日現在

事業種別	5両 まで	10両 まで	15両 まで	20両 まで	30両 まで	50両 まで	100両 まで	200両 まで	500両 まで	500両 超	合計
一般貨物	108	164	98	78	84	67	55	25	3	0	682
特積	0	0	0	1	0	0	0	1	2	2	6
霊柩	85	5	1		1		1	0	0	0	93
特定貨物	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	195	169	99	79	85	67	56	26	5	2	783

②従業員数別事業者数

令和6年3月31日現在

事業種別	10人 まで	20人 まで	30人 まで	50人 まで	70人 まで	100人 まで	200人 まで	300人 まで	1000人 まで	1000人 超	合計
一般貨物	220	197	80	87	34	30	26	4	4	0	682
特積	0	0	1	0	0	0	1	2	0	2	6
霊柩	65	13	6	4	1	2	1	1	0	0	93
特定貨物	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	286	211	87	91	35	32	28	7	4	2	783

③貨物自動車運送事業関係資本金別事業者数

令和6年3月31日現在

事業種別	50万円 まで	100万円 まで	200万円 まで	300万円 まで	500万円 まで	1千万円 まで	3千万円 まで	5千万円 まで	1億円 まで	3億円 まで	3億円 超	その他	合計
一般貨物	5	11	5	40	52	205	251	75	35	2	1	0	682
特積	0	0	0	0	0	0	1	1	3		1	0	6
霊柩	0	3	2	8	9	26	14	11	6	1	9	4	93
特定貨物	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
合計	5	14	7	48	61	232	266	88	44	3	11	4	783

*「その他」欄には、個人及び公営企業等を計上している

13. 土砂等運搬大型自動車関係業者数及び車両数 令和5年12月31日現在

事業種別		1両	～4両	～6両	～9両	～14両	～20両	～50両	～100両	100両超	合計
営 自動車 運送事業	使用者	35	73	27	32	28	6	6	1	0	208
	車両数	35	211	147	256	338	99	160	69	0	1,315
石 採石業	使用者	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	車両数	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
砕 砕石業	使用者	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	車両数	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
砂 砂利採取業	使用者	24	28	7	4	1	1	0	0	0	65
	車両数	24	72	37	34	13	15	0	0	0	195
販 砂利販売業	使用者	293	50	4	3	1		1	0	0	352
	車両数	293	113	21	27	10		22	0	0	486
建 建設業	使用者	430	249	55	27	20	5	4	0	0	790
	車両数	430	638	294	214	228	82	97	0	0	1,983
他 その他	使用者	28	13	1		2		1		0	45
	車両数	28	32	6		22		22		0	110
合 計	使用者	817	413	94	66	52	12	12	1	0	1,467
	車両数	817	1,066	505	531	611	196	301	69	0	4,096

14. 土砂等運搬大型自動車関係規模別業者数

① 資本金別業者数

令和5年12月31日現在

資本金	個人	～300万	～500万	～1千万	～3千万	～5千万	～1億円	～3億円	3億円超	不明	合計
業者数	593	113	76	223	176	57	28	6	3	192	1,467

② 従業員別業者数

令和5年12月31日現在

従業員	1人	～4人	～10人	～20人	～50人	～100人	～300人	300人超	不明	合計
業者数	410	133	176	228	159	48	28	5	280	1,467

15. 自動車数の推移

(各年度末現在)

用途別	年 度	平成 2 8	平成 2 9	平成 3 0	平成 3 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6		
登 録 自 動 車 用	貨 物	普 通 車	新潟	30,688	30,607	30,775	30,724	30,602	30,626	30,452	30,278	30,129
			長岡	19,413	19,452	19,501	19,547	19,440	19,500	19,438	19,318	19,146
			計	50,101	50,059	50,276	50,271	50,042	50,126	49,890	49,596	49,275
	貨 物	小 型 四 輪	新潟	52,172	51,360	50,713	49,796	49,192	48,645	48,360	47,756	47,128
			長岡	29,127	28,606	28,378	28,212	27,760	27,426	27,298	27,116	26,729
			計	81,299	79,966	79,091	78,008	76,952	76,071	75,658	74,872	73,857
	貨 物	小 型 三 輪	新潟	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			長岡	2	2	2	1	1	1	1	1	1
			計	4	4	4	3	3	3	3	3	3
	貨 物	被けん引車	新潟	1,962	1,968	1,959	1,988	2,033	2,022	2,007	2,012	2,001
			長岡	574	590	609	620	627	642	634	645	653
			計	2,536	2,558	2,568	2,608	2,660	2,664	2,641	2,657	2,654
	貨 物	計	新潟	84,824	83,937	83,449	82,510	81,829	81,295	80,821	80,048	79,260
			長岡	49,116	48,650	48,490	48,380	47,828	47,569	47,371	47,080	46,529
			計	133,940	132,587	131,939	130,890	129,657	128,864	128,192	127,128	125,789
	乗 用 車	普 通 車	新潟	195,148	201,087	206,740	211,144	215,140	218,781	222,255	226,338	231,102
			長岡	124,406	127,616	130,143	132,554	134,432	135,801	137,446	140,045	142,710
			計	319,554	328,703	336,883	343,698	349,572	354,582	359,701	366,383	373,812
		小 型 車	新潟	295,207	288,913	281,375	273,195	266,073	258,468	250,739	242,660	234,916
			計	468,380	458,428	446,804	433,997	422,645	410,376	398,418	385,767	373,138
		計	新潟	490,355	490,000	488,115	484,339	481,213	477,249	472,994	468,998	466,018
計	長岡	297,579	297,131	295,572	293,356	291,004	287,709	285,125	283,152	280,932		
計	計	787,934	787,131	783,687	777,695	772,217	764,958	758,119	752,150	746,950		
乗 合	計	新潟	3,429	3,405	3,330	3,286	3,129	2,977	2,900	2,810	2,756	
		長岡	2,774	2,749	2,714	2,655	2,505	2,407	2,308	2,224	2,184	
		計	6,203	6,154	6,044	5,941	5,634	5,384	5,208	5,034	4,940	
特 種 (殊)	計	新潟	22,347	22,428	22,561	22,601	22,646	22,640	22,759	22,731	22,725	
		長岡	19,560	19,576	19,569	19,645	19,624	19,644	19,691	19,742	19,813	
		計	41,907	42,004	42,130	42,246	42,270	42,284	42,450	42,473	42,538	
小 型 二 輪	計	新潟	17,225	17,349	17,555	17,669	18,115	18,725	19,254	19,490	19,732	
		長岡	11,862	11,952	12,034	12,103	12,304	12,667	13,137	13,408	13,434	
		計	29,087	29,301	29,589	29,772	30,419	31,392	32,391	32,898	33,166	
軽 自 動 車 (軽二輪車を含む)	計	新潟	494,718	497,557	500,532	502,779	506,199	507,262	511,523	514,325	515,961	
		長岡	349,973	350,524	351,240	352,250	353,006	353,987	356,105	356,457	356,723	
		計	844,691	848,081	851,772	855,029	859,205	861,249	867,628	870,782	872,684	
総 合 計	計	新潟	1,112,898	1,114,676	1,115,542	1,113,184	1,113,131	1,110,148	1,110,251	1,108,402	1,106,452	
		長岡	730,864	730,582	729,619	728,389	726,271	723,983	723,737	722,063	719,615	
		計	1,843,762	1,845,258	1,845,161	1,841,573	1,839,402	1,834,131	1,833,988	1,830,465	1,826,067	
対前年度比%	計	新潟	100.2%	100.2%	100.2%	99.8%	100.0%	99.7%	100.0%	99.8%	99.8%	
		長岡	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	99.7%	99.7%	100.0%	99.8%	99.7%	
		計	100.1%	100.1%	100.1%	99.8%	99.9%	99.7%	100.0%	99.8%	99.8%	

16. 市町村別車両数統計（その1）

市町村別	貨物												乗合									
	普通			小型			被けん引			計			普通			小型			計			
	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	
新潟市	9,824	6,544	16,368	28,386	324	28,710	77	1,177	1,254	38,287	8,045	46,332	116	543	659	515	69	584	631	612	1,243	
（北区）	1,447	1,198	2,645	3,104	18	3,122	28	423	451	4,579	1,639	6,218	15	55	70	52	0	52	67	55	122	
（東区）	1,606	1,328	2,934	4,613	70	4,683	8	287	295	6,227	1,685	7,912	11	119	130	53	23	76	64	142	206	
（中央区）	1,201	543	1,744	6,242	27	6,269	4	61	65	7,447	631	8,078	32	38	70	122	11	133	154	49	203	
（江南区）	1,113	598	1,711	2,958	32	2,990	4	48	52	4,075	678	4,753	7	105	112	25	6	31	32	111	143	
（秋葉区）	795	162	957	1,766	11	1,777	1	37	38	2,562	210	2,772	3	7	10	30	2	32	33	9	42	
（南区）	859	773	1,632	1,974	13	1,987	3	138	141	2,836	924	3,760	5	17	22	35	10	45	40	27	67	
（西区）	1,422	1,491	2,913	4,139	121	4,260	9	111	120	5,570	1,723	7,293	8	141	149	82	5	87	90	146	236	
（西蒲区）	943	382	1,325	2,354	27	2,381	4	23	27	3,301	432	3,733	7	61	68	81	12	93	88	73	161	
（旧コード）	438	69	507	1,236	5	1,241	16	49	65	1,690	123	1,813	28	0	28	35	0	35	63	0	63	
長岡市	4,135	2,400	6,535	9,348	128	9,476	16	113	129	13,499	2,641	16,140	35	146	181	239	38	277	274	184	458	
上越市	3,054	1,753	4,807	5,507	81	5,588	44	270	314	8,605	2,104	10,709	36	140	176	245	37	282	281	177	458	
佐渡市	994	280	1,274	1,655	29	1,684	7	26	33	2,656	335	2,991	17	71	88	108	13	121	125	84	209	
三条市	1,605	1,060	2,665	3,508	57	3,565	13	109	122	5,126	1,226	6,352	19	71	90	86	29	115	105	100	205	
柏崎市	977	319	1,296	2,108	10	2,118	11	23	34	3,096	352	3,448	30	81	111	86	13	99	116	94	210	
新発田市	1,385	607	1,992	2,792	37	2,829	4	88	92	4,181	732	4,913	24	58	82	105	49	154	129	107	236	
十日町市	855	126	981	1,428	8	1,436	3	10	13	2,286	144	2,430	7	21	28	130	4	134	137	25	162	
燕市	1,312	936	2,248	2,438	45	2,483	8	87	95	3,758	1,068	4,826	6	10	16	65	4	69	71	14	85	
糸魚川市	679	332	1,011	1,212	7	1,219	4	41	45	1,895	380	2,275	4	29	33	52	9	61	56	38	94	
魚沼市	700	149	849	1,362	2	1,364	3	16	19	2,065	167	2,232	8	22	30	49	12	61	57	34	91	
南魚沼市	1,115	259	1,374	1,962	22	1,984	5	5	10	3,082	286	3,368	37	58	95	124	35	159	161	93	254	
五泉市	585	194	779	1,220	17	1,237	4	94	98	1,809	305	2,114	3	33	36	56	17	73	59	50	109	
阿賀野市	732	250	982	1,726	26	1,752	1	22	23	2,459	298	2,757	13	49	62	70	16	86	83	65	148	
胎内市	491	226	717	854	12	866	2	21	23	1,347	259	1,606	2	18	20	52	15	67	54	33	87	
妙高市	350	130	480	664	12	676	26	11	37	1,040	153	1,193	2	27	29	82	7	89	84	34	118	
見附市	399	308	707	825	11	836	1	30	31	1,225	349	1,574	4	14	18	42	5	47	46	19	65	
小千谷市	449	64	513	998	6	1,004	2	0	2	1,449	70	1,519	4	32	36	40	5	45	44	37	81	
加茂市	244	110	354	586	3	589	5	14	19	835	127	962	4	0	4	76	0	76	80	0	80	
村上市	870	210	1,080	1,685	18	1,703	4	25	29	2,559	253	2,812	9	48	57	99	28	127	108	76	184	
計	30,755	16,257	47,012	70,264	855	71,119	240	2,182	2,422	101,259	19,294	120,553	380	1,471	1,851	2,321	405	2,726	2,701	1,876	4,577	
北蒲原郡聖籠町	357	740	1,097	726	11	737	5	194	199	1,088	945	2,033	8	7	15	26	7	33	34	14	48	
西蒲原郡弥彦村	137	13	150	285	0	285	1	0	1	423	13	436	0	0	0	17	0	17	17	0	17	
南蒲原郡田上町	114	34	148	236	0	236	3	7	10	353	41	394	2	0	2	23	0	23	25	0	25	
東蒲原郡阿賀町	142	22	164	290	5	295	1	2	3	433	29	462	1	9	10	39	9	48	40	18	58	
岩船郡																						
関川村	93	13	106	153	1	154	0	0	0	246	14	260	0	2	2	14	0	14	14	2	16	
粟島浦村	4	0	4	5	0	5	0	0	0	9	0	9	1	0	1	5	0	5	6	0	6	
計	97	13	110	158	1	159	0	0	0	255	14	269	1	2	3	19	0	19	20	2	22	
三島郡出雲崎町	42	0	42	77	0	77	0	0	0	119	0	119	1	0	1	6	0	6	7	0	7	
南魚沼郡湯沢町	168	27	195	316	0	316	4	5	9	488	32	520	15	21	36	83	8	91	98	29	127	
中魚沼郡津南町	204	18	222	379	1	380	2	1	3	585	20	605	1	19	20	16	3	19	17	22	39	
刈羽郡刈羽村	95	38	133	243	13	256	7	0	7	345	51	396	2	0	2	18	0	18	20	0	20	
不明	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	32,113	17,162	49,275	72,974	886	73,860	263	2,391	2,654	105,350	20,439	125,789	411	1,529	1,940	2,568	432	3,000	2,979	1,961	4,940	

※ 軽自動車における特種については検査対象特種及び検査対象外特種の合計値とする（ただし検査対象外特種については、各区の区分が不明なため新潟市の数値に計上）
 ※ 新潟市は各区（括弧書きで表す）の合計値とし、「旧コード」については政令指定都市移行前の新潟市を表す。

16. 市町村別車両数統計（その2）

市町村別	乗用									特種												
	普通			小型			計			特種用途(普通)			特種用途(小型)			大型特殊			計			
	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	
新潟市	138,986	339	139,325	137,452	915	138,367	276,438	1,254	277,692	5,242	2,038	7,280	920	105	1,025	3,760	43	3,803	9,922	2,186	12,108	
(北区)	12,379	31	12,410	12,304	74	12,378	24,683	105	24,788	616	317	933	85	3	88	534	13	547	1,235	333	1,568	
(東区)	22,778	101	22,879	21,504	259	21,763	44,282	360	44,642	837	532	1,369	165	24	189	433	2	435	1,435	558	1,993	
(中央区)	34,437	91	34,528	31,601	273	31,874	66,038	364	66,402	835	117	952	218	52	270	199	1	200	1,252	170	1,422	
(江南区)	11,855	34	11,889	11,801	77	11,878	23,656	111	23,767	738	535	1,273	81	3	84	348	0	348	1,167	538	1,705	
(秋葉区)	11,894	10	11,904	12,560	29	12,589	24,454	39	24,493	324	70	394	96	1	97	352	0	352	772	71	843	
(南区)	7,975	2	7,977	7,880	10	7,890	15,855	12	15,867	309	91	400	62	5	67	410	2	412	781	98	879	
(西区)	26,003	59	26,062	26,297	160	26,457	52,300	219	52,519	869	151	1,020	115	16	131	378	1	379	1,362	168	1,530	
(西蒲区)	9,534	10	9,544	10,190	18	10,208	19,724	28	19,752	409	205	614	68	1	69	299	0	299	776	206	982	
(旧コード)	2,131	1	2,132	3,315	15	3,330	5,446	16	5,462	305	20	325	30	0	30	807	24	831	1,142	44	1,186	
長岡市	46,093	48	46,141	46,363	253	46,616	92,456	301	92,757	2,216	665	2,881	355	62	417	1,763	4	1,767	4,334	731	5,065	
上越市	33,753	33	33,786	29,771	134	29,905	63,524	167	63,691	1,872	605	2,477	251	15	266	2,381	3	2,384	4,504	623	5,127	
佐渡市	4,916	28	4,944	6,917	20	6,937	11,833	48	11,881	513	37	550	108	8	116	472	0	472	1,093	45	1,138	
三条市	16,392	18	16,410	16,472	87	16,559	32,864	105	32,969	617	128	745	133	10	143	484	9	493	1,234	147	1,381	
柏崎市	14,550	13	14,563	13,746	48	13,794	28,296	61	28,357	709	91	800	86	9	95	673	0	673	1,468	100	1,568	
新発田市	16,125	11	16,136	16,491	47	16,538	32,616	58	32,674	733	215	948	144	3	147	603	13	616	1,480	231	1,711	
十日町市	6,568	6	6,574	6,765	40	6,805	13,333	46	13,379	404	70	474	61	1	62	1,052	0	1,052	1,517	71	1,588	
燕市	14,023	34	14,057	13,751	45	13,796	27,774	79	27,853	463	73	536	100	6	106	401	2	403	964	81	1,045	
糸魚川市	6,365	2	6,367	5,988	27	6,015	12,353	29	12,382	454	108	562	76	2	78	459	0	459	989	110	1,099	
魚沼市	5,185	16	5,201	5,666	27	5,693	10,851	43	10,894	375	45	420	41	1	42	511	0	511	927	46	973	
南魚沼市	8,797	34	8,831	8,812	34	8,846	17,609	68	17,677	586	120	706	71	3	74	591	0	591	1,248	123	1,371	
五泉市	7,410	14	7,424	7,809	24	7,833	15,219	38	15,257	271	63	334	45	1	46	293	0	293	609	64	673	
阿賀野市	7,178	8	7,186	7,464	13	7,477	14,642	21	14,663	318	75	393	94	3	97	326	3	329	738	81	819	
胎内市	4,806	9	4,815	5,095	8	5,103	9,901	17	9,918	232	90	322	23	1	24	405	0	405	660	91	751	
妙高市	5,469	7	5,476	4,517	14	4,531	9,986	21	10,007	308	20	328	65	1	66	595	0	595	968	21	989	
見附市	6,037	5	6,042	6,442	24	6,466	12,479	29	12,508	181	112	293	36	0	36	163	0	163	380	112	492	
小千谷市	5,228	9	5,237	5,417	29	5,446	10,645	38	10,683	237	80	317	31	3	34	266	0	266	534	83	617	
加茂市	3,744	3	3,747	4,055	26	4,081	7,799	29	7,828	172	17	189	21	2	23	111	0	111	304	19	323	
村上市	8,677	15	8,692	9,624	40	9,664	18,301	55	18,356	515	50	565	89	3	92	503	2	505	1,107	55	1,162	
計	360,302	652	360,954	358,617	1,855	360,472	718,919	2,507	721,426	16,418	4,702	21,120	2,750	239	2,989	15,812	79	15,891	34,980	5,020	40,000	
北蒲原郡聖籠町	2,771	9	2,780	2,508	30	2,538	5,279	39	5,318	126	367	493	22	2	24	196	0	196	344	369	713	
西蒲原郡弥彦村	1,401	4	1,405	1,483	3	1,486	2,884	7	2,891	96	3	99	12	0	12	30	0	30	138	3	141	
南蒲原郡田上町	1,729	0	1,729	1,881	0	1,881	3,610	0	3,610	48	3	51	29	0	29	24	0	24	101	3	104	
東蒲原郡阿賀町	1,542	3	1,545	1,643	9	1,652	3,185	12	3,197	168	3	171	19	0	19	251	0	251	438	3	441	
岩船郡																						
関川村	879	4	883	969	2	971	1,848	6	1,854	58	2	60	11	0	11	75	0	75	144	2	146	
粟島浦村	23	0	23	33	0	33	56	0	56	8	0	8	0	0	0	2	0	2	10	0	10	
計	902	4	906	1,002	2	1,004	1,904	6	1,910	66	2	68	11	0	11	77	0	77	154	2	156	
三島郡出雲崎町	620	1	621	733	3	736	1,353	4	1,357	33	0	33	7	0	7	35	0	35	75	0	75	
南魚沼郡湯沢町	1,625	9	1,634	1,285	19	1,304	2,910	28	2,938	255	8	263	7	1	8	207	0	207	469	9	478	
中魚沼郡津南町	1,273	0	1,273	1,195	1	1,196	2,468	1	2,469	91	6	97	9	0	9	148	0	148	248	6	254	
刈羽郡刈羽村	964	0	964	864	5	869	1,828	5	1,833	41	2	43	8	0	8	53	0	53	102	2	104	
不明	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	72	0	72	72	0	72	
合計	373,130	682	373,812	371,211	1,927	373,138	744,341	2,609	746,950	17,342	5,096	22,438	2,874	242	3,116	16,905	79	16,984	37,121	5,417	42,538	

16. 市町村別車両数統計(その3)

市町村別	登録自動車計			小型二輪車			軽自動車						合計	人口	世帯数	自家用乗用車数 (軽自動車含む)	登録乗用車 一台あたり 人口	乗用車(軽含む) 一台あたり 人口	世帯あたり 自家用乗用車 台数(軽含む)	
	自家用	事業用	小計	自家用	事業用	小計	貨物		乗用	特種	二輪	小計								
							四輪	三輪												
新潟市	325,278	12,097	337,375	10,198	1	10,199	42,507	4	205,897	958		249,366	596,940	758,068	351,362	482,335	2.74	1.57	1.37	
(北区)	30,564	2,132	32,696	1,092	0	1,092	5,303	0	21,876	86		27,265	61,053	69,752	30,062	46,559	2.83	1.50	1.55	
(東区)	52,008	2,745	54,753	1,530	0	1,530	4,909	0	35,963	126		40,998	97,281	130,366	62,473	80,245	2.94	1.62	1.28	
(中央区)	74,891	1,214	76,105	1,544	0	1,544	5,429	1	33,368	152		38,950	116,599	171,515	90,666	99,406	2.60	1.73	1.10	
(江南区)	28,930	1,438	30,368	938	1	939	4,624	1	20,520	127		25,272	56,579	67,272	28,670	44,176	2.84	1.52	1.54	
(秋葉区)	27,821	329	28,150	940	0	940	4,805	0	23,721	112		28,638	57,728	73,649	31,092	48,175	3.01	1.53	1.55	
(南区)	19,512	1,061	20,573	637	0	637	4,600	0	14,608	54		19,262	40,472	41,991	16,861	30,463	2.65	1.38	1.81	
(西区)	59,322	2,256	61,578	1,654	0	1,654	6,755	0	38,477	169		45,401	108,633	151,317	70,506	90,777	2.89	1.67	1.29	
(西蒲区)	23,889	739	24,628	876	0	876	6,082	2	17,364	132		23,580	49,084	52,206	21,032	37,088	2.65	1.41	1.76	
(旧コード)	8,341	183	8,524	987	0	987							9,511	-	-	5,446	-	-	-	
長岡市	110,563	3,857	114,420	3,588	0	3,588	21,052	0	76,049	436		97,537	215,545	253,871	110,366	168,505	2.75	1.51	1.53	
上越市	76,914	3,071	79,985	3,383	0	3,383	22,033	1	58,141	241		80,416	163,784	179,384	77,650	121,665	2.82	1.47	1.57	
佐渡市	15,707	512	16,219	748	0	748	13,442	0	18,808	197		32,447	49,414	47,458	22,406	30,641	4.01	1.55	1.37	
三条市	39,329	1,578	40,907	1,353	0	1,353	9,046	1	29,816	110		38,973	81,233	90,545	37,423	62,680	2.76	1.44	1.67	
柏崎市	32,976	607	33,583	1,253	0	1,253	7,328	0	23,827	111		31,266	66,102	75,627	34,565	52,123	2.67	1.45	1.51	
新発田市	38,406	1,128	39,534	1,644	0	1,644	9,293	0	29,475	156		38,924	80,102	91,157	37,611	62,091	2.79	1.47	1.65	
十日町市	17,273	286	17,559	772	0	772	8,066	0	14,806	141		23,013	41,344	46,646	19,296	28,139	3.50	1.66	1.46	
燕市	32,567	1,242	33,809	1,129	0	1,129	5,933	0	25,403	115		31,451	66,389	75,617	31,359	53,177	2.72	1.42	1.70	
糸魚川市	15,293	557	15,850	641	0	641	5,421	0	11,605	68		17,094	33,585	37,617	16,959	23,958	3.05	1.57	1.41	
魚沼市	13,900	290	14,190	620	0	620	4,923	0	10,063	70		15,056	29,866	32,234	13,135	20,914	2.97	1.54	1.59	
南魚沼市	22,100	570	22,670	1,173	0	1,173	8,407	0	15,856	151		24,414	48,257	52,004	20,350	33,465	2.95	1.55	1.64	
五泉市	17,696	457	18,153	940	0	940	4,955	0	15,034	111		20,100	39,193	45,276	18,961	30,253	2.97	1.50	1.60	
阿賀野市	17,922	465	18,387	888	0	888	5,008	0	13,003	115		18,126	37,401	38,890	14,997	27,645	2.66	1.41	1.84	
胎内市	11,962	400	12,362	514	0	514	3,492	0	8,600	82		12,174	25,050	26,549	10,855	18,501	2.68	1.44	1.70	
妙高市	12,078	229	12,307	588	0	588	4,678	1	9,190	26		13,895	26,790	29,299	12,396	19,176	2.93	1.53	1.55	
見附市	14,130	509	14,639	517	0	517	2,911	3	12,721	111		15,746	30,902	37,777	15,321	25,200	3.03	1.50	1.64	
小千谷市	12,672	228	12,900	473	0	473	3,825	0	9,843	49		13,717	27,090	32,357	13,002	20,488	3.04	1.58	1.58	
加茂市	9,018	175	9,193	405	0	405	2,052	0	7,350	33		9,435	19,033	23,890	10,053	15,149	3.06	1.58	1.51	
村上市	22,075	439	22,514	1,012	0	1,012	8,013	1	17,350	171		25,535	49,061	52,936	22,061	35,651	2.89	1.48	1.62	
計	857,859	28,697	886,556	31,839	1	31,840	192,385	11	612,837	3,452		808,685	1,727,081	2,027,202	890,128	1,331,756	2.82	1.52	1.50	
北蒲原郡聖籠町	6,745	1,367	8,112	355	0	355	1,587	0	4,431	42		6,060	14,527	13,958	5,122	9,710	2.64	1.44	1.90	
西蒲原郡弥彦村	3,462	23	3,485	103	0	103	752	0	2,437	17		3,206	6,794	7,502	2,825	5,321	2.60	1.41	1.88	
南蒲原郡田上町	4,089	44	4,133	176	0	176	1,016	0	3,713	22		4,751	9,060	10,510	4,224	7,323	2.91	1.44	1.73	
東蒲原郡阿賀町	4,096	62	4,158	148	0	148	1,503	0	2,793	50		4,346	8,652	8,918	4,136	5,978	2.80	1.49	1.45	
岩船郡																				
関川村	2,252	24	2,276	116	0	116	975	0	1,363	27		2,365	4,757	4,624	1,810	3,211	2.50	1.44	1.77	
粟島浦村	81	0	81	1	0	1	113	0	70	6		189	271	294	151	126	5.25	2.33	0.83	
計	2,333	24	2,357	117	0	117	1,088	0	1,433	33		2,554	5,028	4,918	1,961	3,337	2.58	1.47	1.70	
三島郡出雲崎町	1,554	4	1,558	51	0	51	498	0	1,131	11		1,640	3,249	3,831	1,628	2,484	2.83	1.54	1.53	
南魚沼郡湯沢町	3,965	98	4,063	145	0	145	1,104	0	2,196	17		3,317	7,525	8,181	4,506	5,106	2.81	1.60	1.13	
中魚沼郡津南町	3,318	49	3,367	156	0	156	2,128	0	2,311	33		4,472	7,995	8,374	3,405	4,779	3.39	1.75	1.40	
刈羽郡刈羽村	2,295	58	2,353	74	0	74	651	0	1,325	3		1,979	4,406	4,207	1,649	3,153	2.30	1.33	1.91	
不明	75	0	75	1	0	1	152	0	24	9		185	261	-	-	25	-	-	-	
合計	889,791	30,426	920,217	33,165	1	33,166	202,864	11	634,631	3,689		841,195	1,794,578	2,097,601	919,584	1,378,972	2.82	1.52	1.50	

17. 新潟県市町村別認証工場・指定工場数と推移

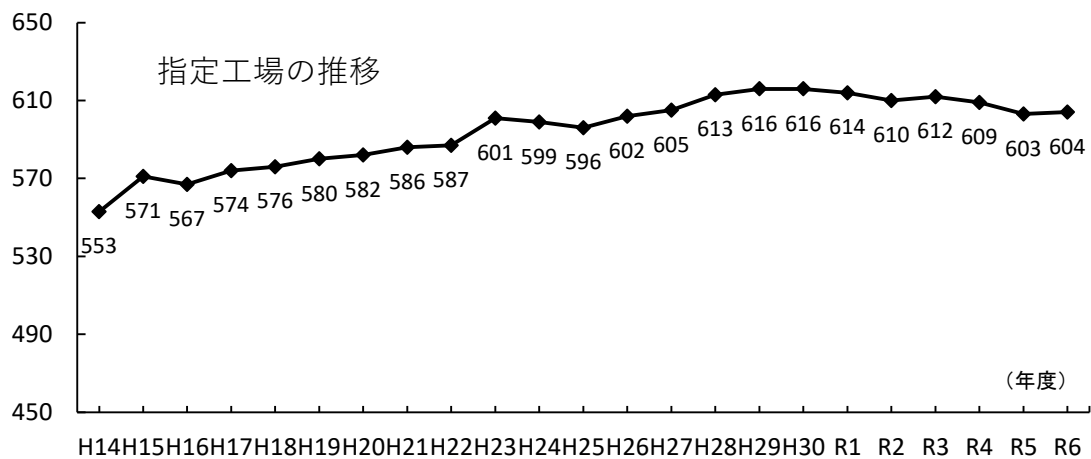
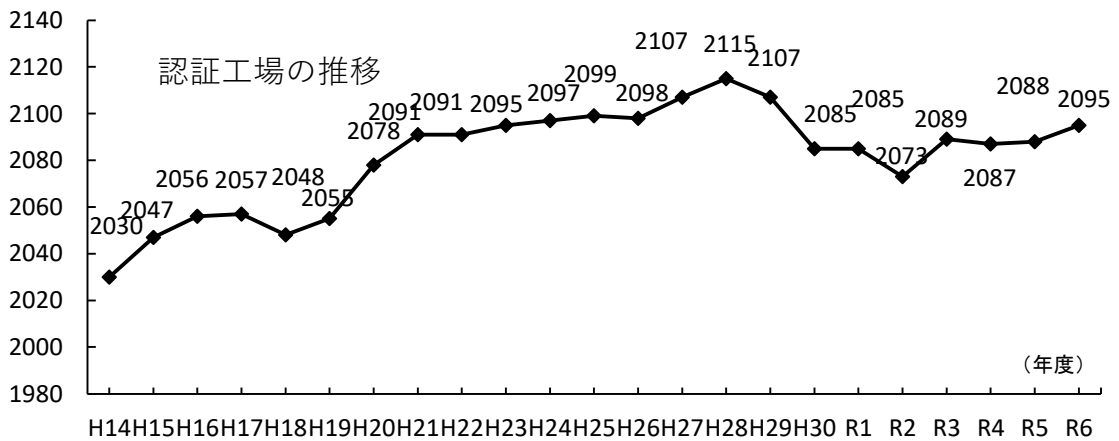
令和7年3月31日現在

	指定工場数	認証工場数
新潟市	174	640
長岡市	77	271
上越市	54	179
佐渡市	27	67
三条市	36	109
柏崎市	26	77
新発田市	30	78
十日町市	17	57
燕市	23	93
糸魚川市	11	42
魚沼市	14	53
南魚沼市	23	68
五泉市	11	50
阿賀野市	9	50
胎内市	7	33
妙高市	5	24
見附市	5	34
小千谷市	10	28
加茂市	3	19
村上市	20	60

	指定工場数	認証工場数
北蒲原郡聖籠町	5	19
西蒲原郡弥彦村	3	5
南蒲原郡田上町	2	7
東蒲原郡阿賀町	2	8
岩船郡関川村	1	4
岩船郡粟島浦村	-	-
三島郡出雲崎町	-	3
南魚沼郡湯沢町	3	7
中魚沼郡津南町	5	7
刈羽郡刈羽村	1	3

新潟県合計

指定工場数 604
 認証工場数 2,095



18. 自動車整備士養成施設概況

令和7年3月31日現在

種類	名称	所在地	指定番号	指定年月日	課程名	修行年限又は講習期間	定員	養成しようとする整備士の種類
一 種	新潟県立 新潟テクノスクール	新潟市中央区鏡西1丁目11番2号	39	39.3.31	・自動車整備科	2年（修業年限）	20名	・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士
	新潟県立 上越テクノスクール	上越市大字藤野新田333番2	150	40.12.2	・自動車整備科	2年（修業年限）	25名	・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士
	(学) 国際総合学園 専門学校 新潟国際自動車大学校	新潟市中央区紫竹山5丁目2番10号	459	6.6.15	・一級自動車整備士科 ・モータースポーツ2級整備士科 ・自動車整備科 ・車体整備科 ・モータースポーツ科 ・車体整備専攻科	2年（修業年限） (車体整備科及び車体整備専攻科にあっては1年)	各種目合計 165名	・一級小型自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・二級自動車シャシ整備士 ・二級2輪自動車整備士 ・三級自動車ガソリン・エンジン整備士 ・三級自動車シャシ整備士 ・自動車車体整備士
	(学) 新潟科学技術学園 新潟工業短期大学	新潟市西区上新栄町5丁目13番7号	494	16.3.31	・専攻科自動車工学専攻	2年（修業年限）	10名	・一級小型自動車整備士
二 種	新潟本教場	新潟市中央区東出来島12番6号 (新潟県自動車整備振興会)	40	39.3.25	・一級小型自動車整備士講習 ・二級ガソリン自動車整備士講習 ・二級ジーゼル自動車整備士講習 ・二級自動車シャシ整備士講習 ・二級2輪自動車整備士講習 ・三級自動車ガソリンエンジン整備士講習 ・三級自動車ジーゼルエンジン整備士講習 ・三級自動車シャシ整備士講習 ・三級2輪自動車整備士講習 ・自動車電気装置整備士講習 ・自動車車体整備士講習	(講習期間) ・一級小型自動車の養成課程 1年6ヶ月以内(但し、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の資格を有するものについては、1年以内) ・その他養成施設の養成課程 6ヶ月以内(但し、三級にあっては基礎講習2ヶ月以内、一般講習4ヶ月以内)	各種目合計 1,600名	・一級小型自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・二級自動車シャシ整備士 ・二級2輪自動車整備士 ・三級自動車ガソリン・エンジン整備士 ・三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 ・三級自動車シャシ整備士 ・三級2輪自動車整備士 ・自動車電気装置整備士 ・自動車車体整備士
	新潟県自動車整備振興会技術講習所 長岡分教場	長岡市撰田屋町字外川2697番地 (新潟県自動車整備振興会長岡支所)	40	39.3.25	・一級小型自動車整備士講習 ・二級ガソリン自動車整備士講習 ・二級ジーゼル自動車整備士講習 ・二級2輪自動車整備士講習 ・三級自動車ガソリンエンジン整備士講習 ・三級自動車ジーゼルエンジン整備士講習 ・三級自動車シャシ整備士講習 ・三級2輪自動車整備士講習 ・自動車電気装置整備士講習 ・自動車車体整備士講習		各種目合計 825名	・一級小型自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・二級2輪自動車整備士 ・三級自動車ガソリン・エンジン整備士 ・三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 ・三級自動車シャシ整備士 ・三級2輪自動車整備士 ・自動車電気装置整備士 ・自動車車体整備士
	上越分教場	上越市三ツ屋町45番4 (新潟県自動車整備振興会上越分室)	40	39.3.25	・一級小型自動車整備士講習 ・二級ガソリン自動車整備士講習 ・二級ジーゼル自動車整備士講習 ・二級2輪自動車整備士講習 ・三級自動車ガソリンエンジン整備士講習 ・三級自動車ジーゼルエンジン整備士講習 ・三級自動車シャシ整備士講習 ・三級2輪自動車整備士講習 ・自動車電気装置整備士講習 ・自動車車体整備士講習		各種目合計 820名	・一級小型自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・二級2輪自動車整備士 ・三級自動車ガソリン・エンジン整備士 ・三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 ・三級自動車シャシ整備士 ・三級2輪自動車整備士 ・自動車電気装置整備士 ・自動車車体整備士
	佐渡分教場	佐渡市八幡2075番の1 (新潟県自動車整備振興会佐渡分室)	40	39.3.25	・二級ガソリン自動車整備士講習 ・二級ジーゼル自動車整備士講習 ・二級2輪自動車整備士講習 ・三級自動車ガソリンエンジン整備士講習 ・三級自動車ジーゼルエンジン整備士講習 ・三級自動車シャシ整備士講習 ・三級2輪自動車整備士講習		各種目合計 350名	・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・二級2輪自動車整備士 ・三級自動車ガソリン・エンジン整備士 ・三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 ・三級自動車シャシ整備士 ・三級2輪自動車整備士
	新潟工業短期大学 特定分教場	新潟市西区上新栄町5丁目13番7号	40	39.3.25	・二級ガソリン自動車整備士講習 ・二級ジーゼル自動車整備士講習		各種目合計 240名	・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士
	認定	新潟工業短期大学	新潟市西区上新栄町5丁目13番7号	8	認定44.10.7		・自動車工業科	2年（修業年限）

19. 令和6年 事業用自動車重大事故の発生状況

1. 事故発生状況

区分 業態	件数	死者数	負傷者数			事故100件当たり			
			重傷	軽傷	計	死者	負傷者数		
							重傷	軽傷	計
バス	26		5	19	24		19.2	73.1	92.3
ハイタク	5		3	1	4		60.0	20.0	80.0
トラック	64	10	13	9	22	15.6	20.3	14.1	34.4
計	95	10	21	29	50	10.5	22.1	30.5	52.6

車両数に対する割合 (%)				
業態	車両数	件数	死者	負傷者
バス	2,597	1.0%		0.9%
ハイタク	2,837	0.2%		0.1%
トラック	25,863	0.2%	0.0%	0.1%

※車両数は、令和6年3月末の保有車両数

2. 事故種類別件数等

区分 業態	合計			転覆			転落			路外逸脱			火災			踏切			衝突			死傷			危険物等			車内			飲酒等			健康起因		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者			
バス	26		24															2		20	1		1				3		3				3			
ハイタク	5		4															1		2	1		1									2		1		
トラック	64	10	22	5		2	3		1			6						13	7	13	5		5								5		3			
計	95	10	50	5		2	3		1			6						16	7	35	7		7			3		3			10	3	1			

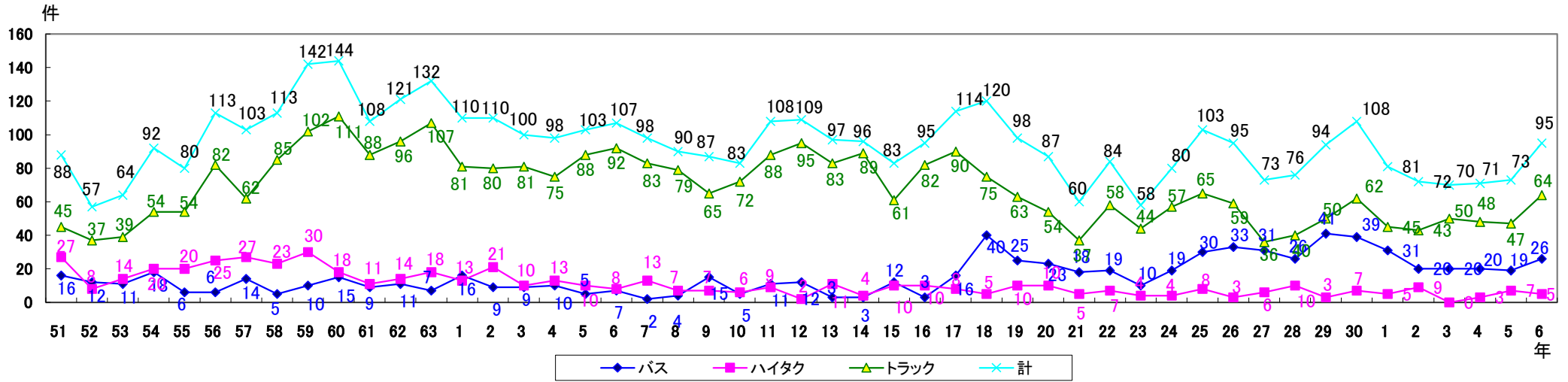
区分 業態	救護違反			車両故障			交通障害			その他		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
バス				17								
ハイタク				1								
トラック	1			23			3		1			
計	1			41			3		1			

3. 事故原因別構成

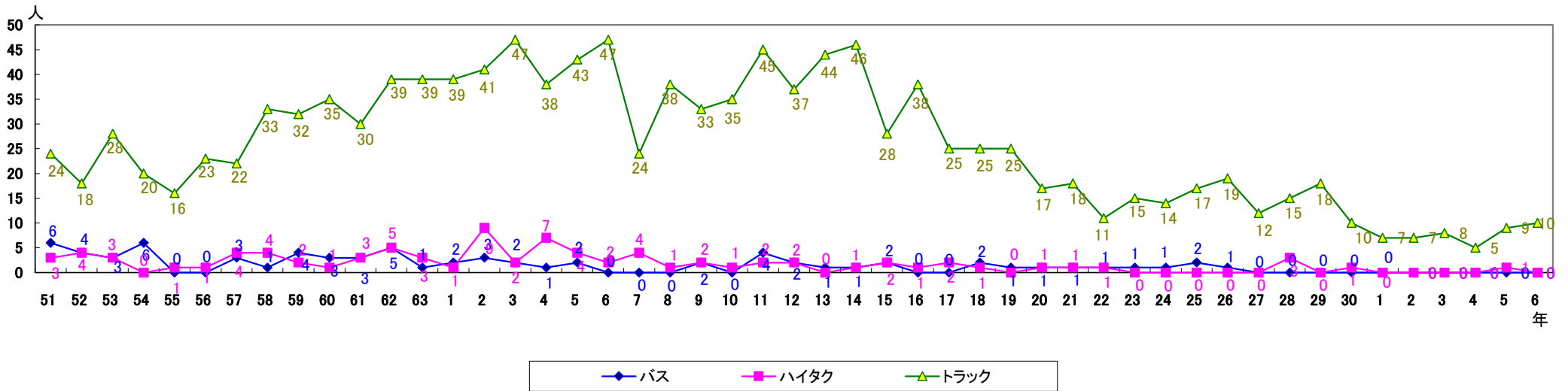
区分 業態	件数	(1) 運転操作不良		(2) 車両故障		(3) 健康状態に起因		(4) 飲酒等		(5) その他	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
バス	26	3	11.5%	17	65.4%	3	11.5%			3	11.5%
ハイタク	5	2	40.0%	1	20.0%	2	40.0%				
トラック	64	18	28.1%	24	37.5%	5	7.8%			17	26.6%
計	95	23	24.2%	42	44.2%	10	10.5%			20	21.1%

20. 業態・年別事業用自動車重大事故発生状況

事 故 件 数



死 者 数



2.1. 登録自動車及び小型二輪自動車の検査業務量の推移

(単位：1000件)

区分	年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6		
新潟	本場	新規	型式指定	33.4	37.4	36.1	32.8	31.8	34.5	33.7	33.5	28.1	27.0	24.9	24.8	25.9	26.3
		一般	12.3	10.1	13.9	12.5	13.1	13.8	14.1	14.6	14.4	14.5	13.8	12.6	12.3	13.1	
		計	45.7	47.5	50	45.3	44.9	48.3	47.8	48.1	42.5	41.5	38.7	37.4	38.2	39.4	
	本場	継続	保適	207.4	208.1	202.9	201.2	199.3	202.8	195.2	194.4	199	193.8	191	187.9	183.7	181.7
		一般	82.7	77.2	75.4	74.5	72.9	72.2	69.1	70.3	67.7	71.5	70.4	74.4	71.4	73.1	
		計	290.1	285.3	278.3	275.7	272.2	275.0	264.3	264.7	266.7	265.3	261.4	262.3	255.1	254.8	
	その他		2.4	2.4	2.8	3.0	3.3	3.3	3.4	3.9	4.1	4.2	4.5	4.2	4.7	5.2	
	出張	継続	保適	0.9	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	
			一般	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.0	3.8	3.8	3.7	3.6	3.6	3.6	3.1	3
			計	5.4	4.8	4.8	4.7	4.6	4.3	4.0	4.0	3.9	3.8	3.9	3.9	3.4	3.3
合計		343.6	340	335.9	328.7	325.0	330.9	319.5	320.7	317.2	314.8	308.5	307.8	301.4	302.7		
対前年比%		99.5%	98.2%	98.8%	97.9%	98.9%	101.8%	96.6%	100.4%	98.9%	99.2%	98.0%	99.8%	97.9%	100.4%		
長岡	本場	新規	型式指定	20.5	21.1	22.6	20.4	19.9	21.1	20.4	20.2	17.4	16.6	15.5	15.9	16.9	16.6
		一般	6.8	7.5	7.6	6.5	7.1	7.2	7.4	7.6	7.2	7.2	6.6	6.0	6.3	6.5	
		計	27.3	28.6	30.2	26.9	27.0	28.3	27.8	27.8	24.6	23.8	22.1	21.9	23.2	23.2	
	本場	継続	保適	142.6	111.9	108.4	107.0	104.3	109.7	104.4	102.9	113.4	118.3	120.8	131.8	132.3	135
		一般	42.6	32.5	32	32.9	33.0	33.2	31.9	33.0	28.5	32.7	32.9	34.0	32.4	33.4	
		計	185.2	144.4	140.4	139.9	137.3	142.9	136.3	135.9	141.9	151.0	153.7	165.8	164.7	168.4	
	その他		1.2	1.3	1.4	1.6	1.6	14.6	1.7	1.9	1.9	2.1	1.6	2.2	2.5	2.6	
	出張	継続	保適	30.3	30.2	29.7	28.9	28.5	27.7	26.8	27.8	24.8	23.7	21.7	17.2	12.3	9.3
			一般	10.3	9.9	9.7	9.7	9.6	9.8	9.3	9.2	8.9	9.0	9.0	9.3	9.1	9.2
			計	40.6	40.1	39.4	38.6	38.1	37.5	36.1	37.0	33.7	32.7	30.7	26.5	21.4	18.5
合計		254.3	214.4	211.4	207.0	204.0	223.3	201.9	202.6	202.1	209.6	208.1	216.4	211.8	212.7		
対前年比%		115.8%	84.3%	98.6%	97.9%	98.6%	109.5%	90.4%	100.3%	99.8%	103.7%	99.3%	104.0%	97.9%	100.4%		
合計	本場	551.9	509.5	503.1	492.4	486.3	512.4	481.3	482.3	481.7	487.9	515.3	493.8	488.4	493.6		
	出張	46.0	44.9	44.2	43.3	42.7	41.8	40.1	41	37.6	36.5	34.6	30.4	24.8	21.8		
総計		597.9	554.4	547.3	535.7	529.0	554.2	521.4	523.3	519.3	524.4	516.6	524.2	513.2	515.4		
対前年比%		105.8%	92.7%	98.7%	97.9%	98.7%	104.8%	94.1%	100.4%	99.2%	101.0%	98.5%	101.5%	97.9%	100.4%		

22. 街頭検査実施状況（令和6年度）

主な協力団体名
新潟県自動車整備振興会、新潟県自動車標板協会、 自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

1. 実施状況

項目 支局・事務所別	回数	出動人員					検査車両・処分等						車検証の有効 期間切れ
		支局 事務所	自動車技 術総合機 構	警察	その他	計	検査車 両数	不良車両数		整備命令発令件数			
								うち不正 改造車両 数	第54条	第54条の2	計		
新潟運輸支局	30	72	57	90	123	342	3,134	64	35	22	35	57	1
長岡検査登録事務所	18	54	23	50	201	328	3,254	31	5	25	4	29	2
計	48	126	80	140	324	670	6388	95	40	47	39	86	3

2. 整備命令発令時の装置別整備不良状況（不良箇所が複数ある場合を含む）

装置名	新潟	長岡	計	構成比
電気・灯火類	59	24	83	42%
原動機・動力伝達装置	0	0	0	0%
保安装置	28	5	33	17%
騒音・排気ガス	9	2	11	6%
走行装置	14	5	19	10%
車枠・車体	38	5	43	22%
乗車装置	2	0	2	1%
その他	5	0	5	3%
計	155	41	196	100%

